今月の窓

構造改革を進めるアジア地域

東アジアは80年代後半から90年代前半にかけて，東アジアの奇跡と言われる高成長を謳歌した。その後，97年にアジア通貨危機が起き，アジア経済はマヒ状態に陥った。アジア経済の回復には長期間かかるであろうという多くの予測に反して，早くも98年後半以降景気は底打ちし，現在も好調な成長を遂げている。

国際的な資金移動は世界経済の牽引役のところに資金が集中していく。90年代に入ってからの東アジアがそうであった。90年代後半は米国である。問題は，世界経済の牽引役に向けて過剰に資金が流入することである。過剰な資金流入は実体経済と資金仲介の間にズレを生じさせ，バブルを引き起こす。アジア各国は，国内の資本蓄積が十分でなかったために経済成長の原資を外資に依存せざるを得なかった。そのため，いったん海外資金の逆流が生じると，急速かつ深刻な信用収縮に見舞われ，経済は大混乱に陥る。

アジア経済の回復をもたらした最大の要因は輸出の大幅な増加である。歴史を振り返ってみれば，アジア経済の高成長の契機となったのはアジアの国々が輸入代替のための工業化政策から輸出促進のための政策に転換したことであった。とくに，80年代後半，円高を契機に日本からの投資が急増し，その後，他の諸外国からも直接投資が流入するなかでアジア経済は世界経済との連動性を強めていった。しかも，アジアで生産された物の最終的な輸出先として米国の存在が大きかった。今回のアジア経済の回復に最も寄与したのは米国の長期にわたる高成長であり，その後の日欧の景気回復がそれを加速した。とりわけIT関連の電機・電子・情報通信部門の輸出はその先導役となった。

アジア地域は諸外国の企業の生産拠点としてしっかりと組み込まれており，輸出基地としての地位を固めていることが，今回の輸出主導の回復をもたらしたとも言えよう。この輸出主導型の経済は強みでもあり，弱みでもある。国により格差はあるが，全体的には経済の構造改革は不十分であり，内需の景気牽引力は弱い。千葉論文によれば，アジア各国が構造改革を進めるためには，外資の資金力とノウハウの活用が不可欠であり，そのために，AFTA（アセアン自由貿易地域），AICO（アセアン産業協力計画），AIA（アセアン投資地域）等の貿易・投資の地域スキームを進めているという。これらの動きを受けて欧米企業がM＆A等で化学，セメント，金融，小売業界等を中心に中長期的視点からアジアに進出してきている。また，日系企業はグローバル競争に勝ち残るために欧米アジア企業との提携，アジア地域における生産アロケーションの見直しなどに取り組んでおり，外国企業の力を利用した構造改革が通貨危機を乗り越える過程で進行してきている。

中国のWTO加盟も，中国経済の市場化と国際化を進めるなかで中国の経済改革を進めようとするものであり，外国企業の資本と技術を利用する点では共通している。しかし，阮論文にもあるように構造改革には失業の増大など経済・社会全体に大きな調整コストを強いる可能性が高い。いずれにしても，中国を含むアジア地域の構造改革がどのように進んでいくか，中長期的視点で見守っていきたいものである。

（(株)農林中金総合研究所調査第二部長　鈴木利徳・すずきとしのり**）**

農林金融　第53巻　第6号〈通巻652号〉

目　次

今月のテーマ

アジアの貿易自由化に向けての対応

今月の窓　㈱農林中金総合研究所調査第二部長　鈴木利徳

タイ，インドネシア，韓国の日系企業の動きを中心に

AFTAの貿易・投資の自由化を睨んだアジア主要業界の動向
千葉　進 ―― 2

増大する農業調整の圧力

WTO加盟の中国農業への影響
阮　蔚 ―― 23

談話室　新規就農が増える
㈱農林中金総合研究所代表取締役社長　栗林直幸 ―― 36

情勢　11年度第2回農協信用事業動向調査結果
重頭ユカリ ―― 38

外国事情　フランス農政における「経営国土契約」の位置づけをめぐって
―― 農政の「共同管理」から「市民社会的」農業へ ――
農林水産省農業総合研究所主任研究員　須田文明 ―― 45

統計資料 ―― 56

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

AFTA等の貿易・投資の自由化を睨んだアジア主要業界の動向

―― タイ，インドネシア，韓国の日系企業の動きを中心に ――

〔要　　旨〕

１．アジア危機から３年が経過しようとしているが，タイ，インドネシア，韓国の３国はIMF等の国際支援を受け，構造改革に取り組んでいるものの改革は未だ途上であり，進捗に格差も出てきている。しかし，大方の予想を上回って足下で景気回復の兆しを強めているが，これは日系企業等の輸出等に牽引されたものである。危機が各国主要業界，日系企業に与えた影響は様々（ヘッジなしの外貨借入に伴う為替損によるB/Sの毀損等）であり，また各国は構造改革の実現，次なる成長のためAFTA等の貿易・投資自由化の地域スキーム等で欧米企業等外資の取り込みを図っており，アジアの事業環境は大きく変化しようとしている。

２．タイではコンピュータ周辺機器等を中心に輸出好調で危機の影響が軽微であった電子電気，市況悪化で伸び悩む繊維と内販主体であったため最も影響を受け輸出シフトで回復を目指す自動車と明暗が分かれた。AFTAを睨み自動車業界中心に欧米企業進出で地殻変動をおこしつつある。

３．インドネシアは危機に伴う政治社会情勢不安から回復が最も遅れている。業種別では繊維の影響が軽微で，電子電気も危機前水準を回復しているが，自動車は未だ回復途上である。同国の場合，政治社会情勢の安定と金融改革の相応の進展を受けた外資等の活用が景気の持続的拡大の前提条件であり不可欠である。

４．韓国は政府主導の構造改革への取組み，外資の積極的参入や輸出牽引で危機前水準をほぼ回復している。しかし，業種別にはIT革命進展で急成長する電子電気，輸出主導で回復した自動車，回復の鈍い繊維と格差は大きい。99年６月末の輸入多角化制度廃止による今後の日系企業の動向や世界的再編のなかでの自動車業界再編の動向が注目される。

５．AFTAの2002年繰り上げ実施，欧米企業のアジア企業とのアライアンス（アウトソーシング等）を活かしたアジア戦略の強化や中国のWTO加盟等で，アジアの事業環境は大きな転換期にさしかかっている。アジアに歴史的にも深くコミットしている日系企業は，欧米・アジア企業との戦略的連携を組み一層の事業再編・見直しを急ぎコアビジネスへの特化・差別化を図っていく必要がある。さらに，日本はアジア地域の貿易・投資の自由化に中長期的視点から粘り強く指導的役割を果たすことが望まれる。

目　次

はじめに
１．WTO，AFTA等の世界的・地域的自由化の動き
２．アジア危機の日系企業への影響
３．輸出シフトで生産回復を図るタイ日系企業
(1)　市況悪化で伸び悩む繊維業界
(2)　事業再編を急ぐ電子電気業界
(3)　地殻変動をおこしつつある自動車業界
４．政治社会情勢の安定をまず望むインドネシア日系企業
(1)　輸出競争力強める繊維業界
(2)　危機前の水準に回復する電子電気業界
(3)　今後の戦略が注目される回復途上の自動車業界
５．危機前水準をほぼクリアしている韓国（日系）企業
(1)　二極化進み回復鈍い繊維業界
(2)　半導体，携帯電話等で急成長する電子電気業界
(3)　世界的潮流のなか業界再編が進む自動車業界
６．日系企業の今後のアジアでの事業展開の方向
おわりに

はじめに

1997年７月のタイバーツ暴落から始まったアジアの経済金融危機から３年が経過しようとしている。タイ，インドネシア，韓国ではIMF等の国際支援を受け，その指導により金融財政両面の引締め政策が採られたこともあり，内需の悪化，金融仲介機能の低下による信用収縮等で98年には大幅なマイナス成長を記録した。しかし，98年半ばから金融財政政策を緩和策に転換したこともありアジア経済は大方の予想を上回って回復の兆しを強めてきており，その動きは現在も続いている。景気回復の牽引役となっているのは，国により差はあるものの輸出主導による生産回復である（第１図）。

また，各国は危機からの回復と合わせ，AFTA（ASEAN自由貿易地域）の前倒し実施や韓国での輸入多角化品目制度（事実上の対日輸入制限措置）の廃止等，WTO等の世界的な貿易・投資等の自由化の流れを先取りした動きを強めており，アジア各国規制の

第１図　タイ,インドネシア,韓国の生産指数推移

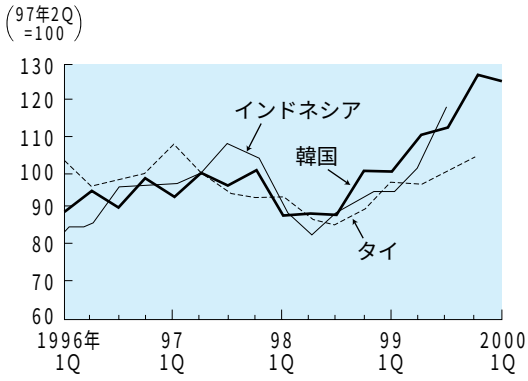

資料　各国中銀，Datastream

緩和をとらえ欧米企業等のアジア進出が積極化してきている。

こうしたなかで，アジアの事業環境はどう変わろうとしているのか，従来からアジアで事業展開を行ってきていた日系企業は，長引く日本経済の停滞とアジア危機の影響を受けながらどのように事業展開を行おうとしているのか。本稿では危機の影響を強く受けたタイ，インドネシア，韓国の主要産業―繊維，電子電気，自動車業界における事業環境の変化と主として日系企業の近況・今後の事業展開の方向性を概観してみたい。

1．WTO，AFTA等の世界的・地域的自由化の動き

WTO（国際貿易機関）の次期交渉がいつスタートするかは，現状不透明であるが，今回の交渉では，従来GATT（関税貿易一般協定）で取り扱われた財の貿易だけでなく，農業・サービス貿易，知的所有権，貿易関連投資措置（TRIM）等の新分野を含めた国際ルールの策定を目標としている。こうしたなかで従来アジアでは自動車部品の国産化義務付け（ローカルコンテンツ要求）等の国産化優遇措置を採ってきていたが，WTOは貿易関連投資措置の一環として，上記措置の撤廃を求めている。さらに，アジア各国にとっても，90年代から規制緩和を進めてきていたが，危機を契機として金融システムやアジア的なコーポレートガバナンスの見直し等の構造改革を進める上で，外資の資金力・ノウハウの活用が不可欠との認識が高まり，WTO等世界的な自由化の動きを先取りしてAFTA（アセアン自由貿易地域），AICO（アセアン産業協力計画）やAIA（アセアン投資地域）の貿易・投資の地域ス

第1表　世界的及びアジア地域の貿易・投資自由化スキーム

スキーム名称		発足年月	参加国・地域	内容
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関	1995年１月	134か国・地域	貿易に関する種々の国際ルールの策定。既存及び新規分野のルール策定。紛争解決手続き強化。
AFTA	ASEAN Free Trade Area アセアン自由貿易地域	93．1	アセアン諸国	共通効果特恵関税（CEPT）という域内関税制度で，2002年までに関税引下げ対象品目の関税を0～5%へ。アセアン主要6か国は2015年までに関税引下げ品目関税を0%へ。新規加盟国には適用日程は段階的適用。
AICO	ASEAN Industrial Cooperation アセアン産業協力計画	96．11	アセアンの現地資本比率30%以上の企業（2000年までは出資比率条件を免除）	域内輸出入工業品に対し，認可ベースで0～5%の特恵関税を適用。AFTAの関税引下げ措置の前倒し。
AIA	ASEAN Investment Area アセアン投資地域	98．10	アセアン諸国	アセアン主要6か国からの投資は2003年まで，他加盟国は2010年まで，域外からの投資は2020年以前までに前倒しして，内国民待遇を付与し自由投資地域創設。

資料　各種報道等から作成
（注）　アセアン主要６か国とは，タイ，マレーシア，インドネシア，フィリピン，シンガポール，ブルネイ。

第2表　危機後のアジア各国の外資規制緩和の動き

	実施時期	主な内容
タイ	1997年11月	投資委員会（BOI）認可の既存奨励案件について，タイ側パートナーの同意があれば，外資過半数の出資が可能
		金融機関への外部出資比率限度（25%）を10年間に限り撤廃
		BOI認可未取得企業でも奨励業種の場合は土地所有等の恩典付与
	98．5	BOI認可取得の新規奨励案件について，99年末までの期限付きで外資出資比率規制を撤廃
	98．12	既進出の外資系小売業について，BOI認可を受けることにより，外資100%までの出資可能（2000年末までにBOIに要申請）
	99．10	改正外国人企業規制法が成立。規制業種を削減（63業種→43業種）
インドネシア	97．9	外国人投資家の株式購入規制（49%）の撤廃（銀行，保険業を除く）
	98．7	外資参入の規制業種を示すネガティブリストの縮小。卸売・小売業の100%外資参入が実質的に認められる
	98．10	外資の国内銀行への出資比率制限撤廃
	99．6	外資による持株会社の設立を認可
韓国	97．12	外国人投資家の銘柄別株式所有比率限度を55%に引上げ（旧26%）
	98．2	敵対的M＆Aを株式の33%まで認める（旧10%）
	98．4	外国人によるM＆Aの対象を防衛関連産業を除き自由化
	98．9	外国直接投資を原則制限しないとする外国人投資促進法を制定

資料　JETRO 2000年版ジェトロ投資白書

キームを進めている（第１表）。AFTAは発足当初の1993年には2010年に主要６加盟国の域内関税率を０～５％に引き下げるプログラムであったが，上記の理由から1998年には2002年に繰り上げている。また，韓国でも20年間続けてきた家電製品，自動車等の実質対日輸入制限措置の輸入多角化品目制度を1999年６月末に廃止するとともに日韓自由貿易圏，日韓投資協定締結へも韓国側は積極的な姿勢を示している。さらに，アジア各国ごとの外資受入の規制緩和も積極的に行われており（第２表），これらの動きを受けて欧米企業がM＆A等で化学，セメント，金融，小売業界等を中心に中長期的視点からアジアに進出してきている。

２．アジア危機の日系企業への影響

個別国の日系企業動向の前に，国際協力銀行が行った「1999年海外直接投資アンケート調査」によりアセアン4（タイ，インドネシア，マレーシア，フィリピン）や韓国に拠点を持つ日系企業（対象製造業786社，うち有効回答率60.1%）の危機以降の事業回復の見通しをみてみると，危機以前の水準に回復するのは，販売面では2002年ごろ，事業収益面では2004年ごろとの見通しで，国別にさほどの差異はみられない。

次に業種別では特に厳しい見通しを立てているのは自動車組立，一般機械で，他方，化学，繊維，電機・電子部品は比較的明るい見通しとなっている（第２図）。この業種

第2図　業種別の中長期的事業収益見通し
（5か国平均）

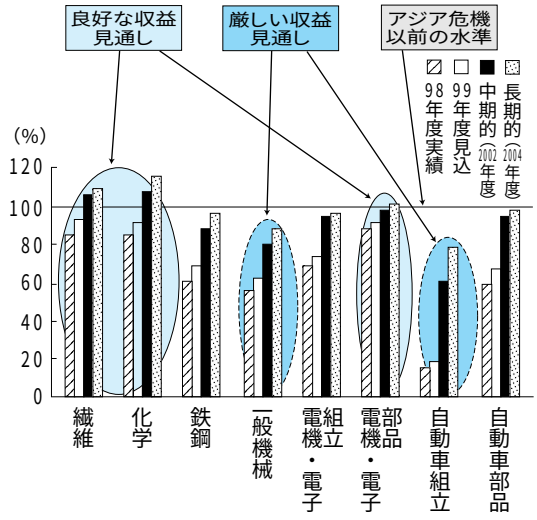

資料　国際協力銀行

第3図　現地調達・輸出比率と収益性

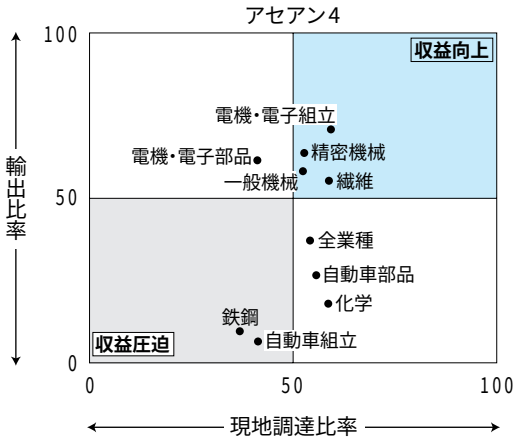

資料　国際協力銀行

別の差異についてアセアン4の企業につき現地調達比率と輸出比率との関係でみていくと，危機による為替相場の大幅な変動のなかで，輸出比率が低く（内販型），現地調達比率が低い業種ほど収益面でマイナスの影響を受け（自動車組立，鉄鋼），輸出比率が高く（輸出型），現地調達比率が高い業種ほど収益面でプラスの影響を受けている（電機・電子組立・部品，繊維）とみられ，日系企業の危機による影響も業種によりかなり跛行性がでているとみられる（第３図）。

３．輸出シフトで生産回復を図るタイ日系企業

タイは1960年代の輸入代替型の産業育成策で日系の繊維，家電，自動車等の企業進出が始まり，70年代に軽工業を主とする輸出志向型の産業政策へ方針転換し，85年のプラザ合意以降日系企業中心に輸出志向型産業の投資ラッシュが起き，日系企業の集積が進み外資主導の工業化が急速に進行した。しかし，アセアン周辺国や中国のキャッチアップのなかで産業の高度化が遅れ，実質ドルペッグ制を採用していたなか95年以降のドル高で急速に輸出競争力を喪失する業種も出，折からの外資の短期資金流入によるバブル状況のなか外資の急激な流出で危機を招いた。

タイバーツの暴落により主にヘッジなしで外貨借入を行っていた企業は巨額の為替損を抱え，また内需の急速な低迷，信用収縮，輸入原材料の高騰等で企業活動全般に大きな影響を受けたが，日系企業への危機の影響は大きく二分される。輸出志向型の業種（電子電気等）は為替下落による輸出競争力強化で全般的に影響は軽微または全く受けなかったが，原材料輸入国内販売型の業種（自動車等）は最も影響を受け，本社から増資等の支援を得ながら，不振な内需をカバーするため輸出シフトで稼働率向上・

第4図　タイ日系企業業種別DIの推移

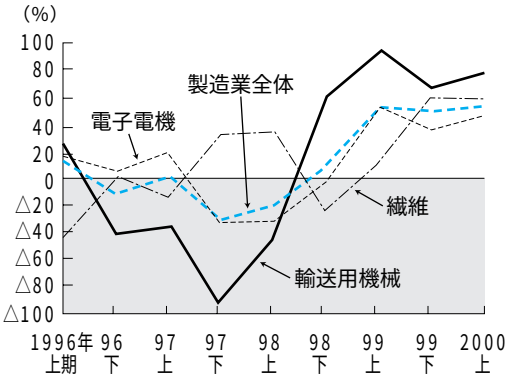

資料　ジェトロバンコックセンター

第5図　タイ主要業種の生産指数推移（原数値）

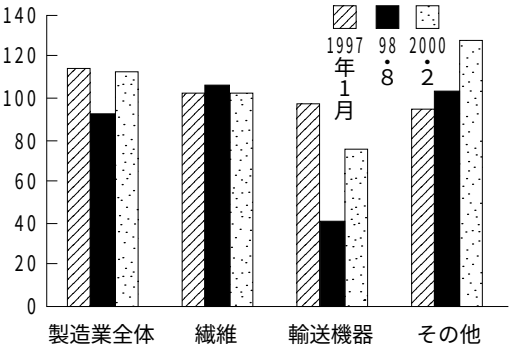

資料　Bank of Thailand

第6図　タイ業種別株価推移（原数値）

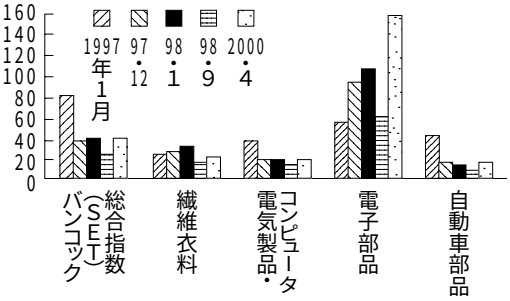

資料　Datastream

生産回復を図っている（第４図）。この業種別の危機の影響度の差異はタイの製造業生産指数（第５図），株価（第６図）の業種別推移をみても明らかである（なお，第５図の業種区分の「その他」はタイ中銀の分類であるが，ここでは最大の産業である電子電気の代替として採用したもの）。

タイは金融システム改革，企業債務問題等構造改革に漸進的手法を採っており，失業者増加懸念も払拭できず当面内需の回復には限界があるとみられ，輸出主導による生産拡大を日系企業は図っていくであろう。

(1)　市況悪化で伸び悩む繊維業界

アジアの繊維業界は雁行型発展の代表例で，70年代まで日本の比較優位産業の一つであったが，衣類等完成品の川下段階は50年代，加工糸・織物の川中段階は60年代からNIEs，アセアン諸国で急発展し，70年代には日本の中小企業がアジアへの直接投資を本格化させた。川上の合繊業界でも60年代末以降アジア諸国の輸入代替政策に沿い日系合繊企業が進出し合繊技術がアジアへ伝播していき，東アジアは中国向け需要等を見込み90年代半ばに台湾，韓国が大型設備投資をしたことで，現在世界合繊生産の約６割を占める最大供給基地となった。他方で世界最大のポリエステルメーカーであったヘキスト（独）等の撤退やデュポン（米）がアジアに積極的に進出する等ダイナミックに変化している（第３表）。

タイの繊維業界は94年の中国人民元切下げ，95年のドル高で競争力を失いつつあったが，危機によるバーツ急落で輸出型産業であるため競争力を回復した。しかし，98年夏に中国が密輸対策で輸入を一時中断し

第3表　世界のポリエステル繊維生産能力ランク

（単位　年産千トン）

	1980年		90		99	
第１位	デュポン	841	ヘキスト	943	南亜	1,087
2	セラニーズ	605	デュポン	759	東帝士	852
3	ヘキスト	395	南亜	398	デュポン	850
4	アクゾノーベル	316	ウエルマン	391	コーサ	744
5	イーストマン	302	帝人	370	帝人	740
6	ローヌブーラン	248	遠東紡	339	遠東紡	693
7	帝人	219	東レ	274	華隆	654
8	東レ	172	儀征	260	リライアンス	638
9	ICI	155	ローヌブーラン	251	ウエルマン	496
10	モンサント	146	三養社	232	インドマラ	483

資料　織研新聞（2000年４月18日）
（注）　子会社は50％以上を保有しているところのみ参入。

たことを契機に国際的な需給ギャップが拡大し市況が大幅に悪化し，またタイバーツの戻しで98年下期業績が悪化し，大幅減産，人員削減や川上・川中段階のローカル企業の倒産も増加した。99年第１四半期には市況も底入れし粗原料価格の上昇もあり値戻しを行っているところであるが，全般的には川上の業績が厳しく川中・川下段階は改善しつつあり，99年には台湾企業の操業開始や東レの設備拡張もあり企業間格差が拡大してきている。また中国，（AFTAに先行し繊維製品が共通効果特恵関税《CEPT》対象で関税が引き下げられたこと等のよる）インドネシアからの低価格品輸入が増加傾向にある（第７図）。

需給ギャップが依然大きく，またデュポンや台湾企業等との競争が激化するなかでの日系企業の戦略を東レのケースでみてみよう。東レはアセアン域内ではタイ，インドネシア，マレーシアで従来，紡績，織布，染色の川上・川中の一貫生産をほぼ同規模で（リスク回避のため）ほぼ同内容の事業を行っていたが，これをグローバル・オペレーションによる適地生産，適地販売を目指し，生産・顧客の棲み分けを見直し利益を最大化する戦略を進めている。生産の棲み分けとしては，第一にアセアン拠点での生産の集約化でポリエステルフィルム，縫い糸はマレーシアに，ポリプロピレンフィルムはタイに集約し，関税引下げもあり規模の利益，コスト削減を図る。第二に従来タイでタフタ織物（裏地）を生産し欧州に輸出していたが，コスト面，納期面からチェコにタフタ織物会社を設立し商権を移管し，その穴埋めとしてタイは香港，中国向け輸出を開拓し，世界的な生産アロケーションの見直しを行っている。次に顧客の棲み分けとして，アセアン３拠点で生産しているシャツ生地の輸出先をタイは欧州，マレーシアは米国，インドネシアは人手のかかる高付加価値品を欧米へと棲み分けをし，コスト競争力維持，高付加価値化のための事業再編を進めている。

第7図　タイ繊維製品の生産・国内販売の推移

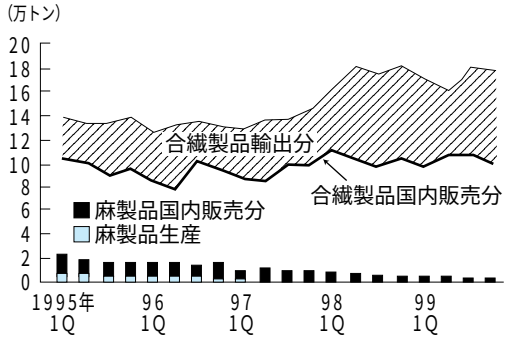

資料　Bank of Thailand

(2)　事業再編を急ぐ電子電気業界

アジアの電子電気業界は1960年代に各国の輸入代替政策に沿って日系企業が主に進出し，85年以降低労働コストをねらってマレーシア，タイ等のオフショア生産拠点に投資を本格化し，90年代には中国向けの投資が増加する，等でアジア全域で家電産業が発達した。また80年代以降は情報機器産業（パソコン及びその周辺機器・部品）の成長と日系企業による家電製品のアジアへの生産シフト等による半導体需要の増加で，韓国，台湾を中心に電子デバイス産業（IC含む半導体，液晶表示装置LCD）も急発展している。96年からの半導体不況は99年半ばからパソコン需要の急拡大等で回復してきているが，米国企業を中心にパソコンのOEM生産，半導体の台湾等のファウンドリ(注1)を活用したアウトソージングが進んでおり，アジアは情報機器，電子デバイスの一大生産地となり，日系企業もパソコン周辺機器，ICを含む半導体等を主にアジアでの生産を強化している。

タイの電子電気業界も日系企業を中心とした進出で同国最大の産業となっており，歴史の古い白物家電だけでなくHDD，FDD，キーボード等のパソコン周辺機器やIC等の情報機器，電子デバイスも急拡大し生産規模で既に家電製品を上回ってきている。危機の日系企業への影響については家電製品の国内販売は内需の低迷で影響を受け，99年に回復傾向にあるが製品により跛行性がある（冷蔵庫，エアコン好調，扇風機は低価格のローカル・韓国製品等の攻勢で不振）。輸出向け家電製品，情報機器，電子デバイスはほとんど影響を受けず好調で，むしろ98年には富士通のHDD，ソニーのIC，99年も沖電気のIC，フジクラ，セイコーエプソンのHDD部品製造の拡張投資案件がタイ投資委員会の認可を受けている（第８図）。

第8図　タイ電子電気製品部品の輸出推移

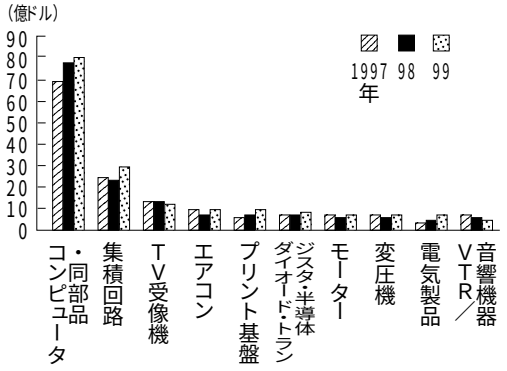

資料　ジェトロバンコックセンター

しかし，韓国企業やアジア企業と戦略的アライアンスで品質・コスト競争力を強める欧米企業等の台頭で，日系企業の競争力はアジアで全般的に落ちてきている。そのため，AFTAに先行して電子製品等の多くが共通効果特恵関税（CEPT）対象として５％まで関税が引き下げられていることもあり，日系企業は生産アロケーションの見直しによる事業再編や最新製品のアジアでの生産立ち上げ，為替変動リスク軽減，コスト競争力強化のための現地調達比率の引上げ等を進めている。具体的には松下電器が従来複数製品生産を行っていた拠点をテレビ，ビデオ等の製造部門を分離独立させるとともにデジタル放送等で今後需要が見込まれる平面ブラウン管テレビの内需向け

生産を開始し，三菱電機は小型冷蔵庫生産をタイに全面移管し，テレビ生産をマレーシアに集約する等の動きでコスト削減を図っている。タイは危機の反省からも今後情報機器，電子デバイス関連企業の投資の安定的な流入を目指すが，それは人的資本の質に依存するとみられ人材育成が最大の課題である。

（注1） ファウンドリとは多額の設備投資を要する半導体前工程の稼働率を高めるため，複数企業から半導体前工程の生産委託を受ける企業。

（3） 地殻変動をおこしつつある自動車業界

アセアン各国はシンガポール等を除き1960～70年代に資本技術集約産業である自動車産業を誘致し他産業へのシナジー効果や雇用効果を期待して，完成車の輸入禁止，部品等への高率関税適用による外資誘致策を採用した。これを受けて主に日系自動車組立メーカー，部品メーカーが進出したが，アセアン各国での自動車生産は狭小な国内市場と部品の国産化義務付け（ローカルコンテンツ要求）のため生産コストが割高とならざるを得ない。これを解消し競争力を確保するためAICO（アセアン産業協力計画）やAFTA（アセアン自由貿易地域）のスキームが出てきたのである。さらにWTOから部品の国産化義務付けの撤廃を求められてもいる。他方，世界の自動車メーカーの間では資本提携等の世界的再編が進んでおり，アジア戦略を巡り熾烈な競争が始まりつつある。

タイの自動車業界はアセアンのなかで外資系自動車組立メーカー，部品メーカーが最も多く集積しているが，三菱自工と98年に生産開始したフォードとマツダの合弁企業オート・アライアンス・タイランド以外は国内販売主体であったため，危機による内需低迷の影響を一部工場閉鎖等最も受けた業界である（ボトムの設備稼働率は97年12月の16.1%，98年国内販売14万台）。危機以降稼働率向上のため豪州，アジア等へ1tピックアップトラック主体に輸出を拡大し，また99年になり内需の底打ちと金利低下による割賦販売回復等で，輸出12万台，内販22万台と回復傾向にあるが（第9図），現状生産能力が100万台といわれ本年3月の稼働率は47.3%にとどまっている。さらに今年GMとBMWの生産拠点が稼働予定で，タイへの自動車生産の集中傾向を強めているが内需の急速な回復が見込めないなか，各企業とも完成車輸出に重点をおいた戦略に転換しており今年約18万台の輸出を計画している。このため，従来高関税等のため内販目的で各国で生産せざるを得なかったが，WTO（タイは今年1月から部品の現地調達義務を撤廃済）やAFTAを睨んだAICOを活用

第9図　タイ自動車産業生産販売等推移

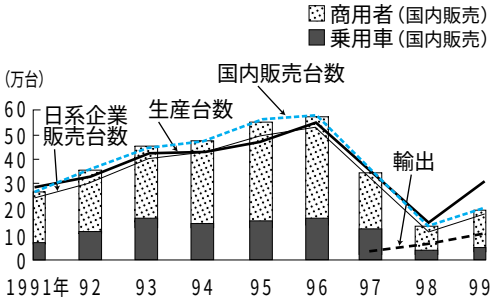

資料　FOURIN「1999アジア自動車産業」

第4表　タイの自動車販売・輸出実績（1999年）

（単位　台）

	国内販売	輸出	資本提携
トヨタ	74,619	12,151	
日産	21,671	1,912	ルノーが36.8%出資
三菱	19,172	60,988	ダイムラークライスラーが33.4%出資予定
本田	24,595	6,682	
マツダ	3,859	―	フォードが33.3%出資
いすず	52,110	519	GMが49%へ出資引上げ
日野	2,200	469	トヨタ出資比率50%超とする方針
日産ディーゼル	289	135	ルノーが22.5%出資
その他日本車	1,142	―	
日本車計	199,657	82,856	
GM	247	―	スズキ,富士重工と資本提携
フォード	7,749	42,785	
ダイムラークライスラー	2,141	―	
ボルボ	1,002	―	三菱と５％ずつ持合(トラック,バス)
フォルクスワーゲン	592	―	
BMW	1,840	―	
プジョー	1,327	―	
欧米車計	14,898	42,785	
起亜	463	―	現代が出資
現代	1,615	―	
大宇	637	―	売却交渉中
韓国計	2,715	―	
その他	1,060	61	
合計	218,330	125,702	

資料　FOURIN「1999アジア自動車産業」,各種報道

し関税引下げ効果と集中生産による量産効果により国際競争力を高めるよう，各企業の域内拠点間の事業の見直しを行うとともに欧米企業と日系企業等との資本提携等による世界的再編を活かした動きが強まり，アジア戦略を巡りタイでの競争が一層激化してくると思われる(第４表)。なお，AICOの申請件数は87件，うち認可件数は43件(今年２月現在)で，ほとんどが自動車関連メーカーである。

具体的に日系企業ではトヨタ，いすず，本田の上位３社の販売シェアが近年高まる傾向にあるが，いすずは主力の１tピックアップトラックの生産をタイに集約し世界への輸出拠点とする方針で，さらにGMと次世代アセアンカーの共同開発を行う構想もある。トヨタはタイの販売網の強化やローカル部品メーカーへの出資比率引上げ等で現地調達比率の引上げによる為替リスク軽減等を図るとともに，ダイハツ，日野と調達・生産・販売面で連携を強めている。他方三菱自工はアジアでの次期乗用車生産をタイと台湾に集約する方針である等，各日系企業は事業の見直しを急速に進めているが，欧米の有力企業とアジア戦略を巡り生き残りを賭けていくにはなお一層の取組が必要になるとみられる。

４．政治社会情勢の安定をまず望むインドネシア日系企業

インドネシアは1970年代に輸入代替工業

第10図　インドネシア主要業種の生産指数推移
（原数値）

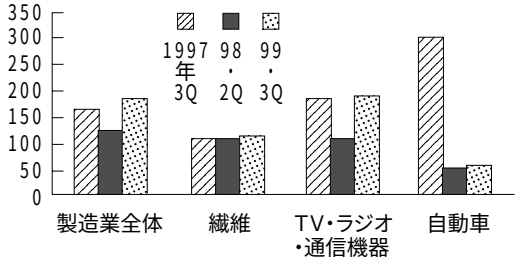

資料　インドネシア中央統計局

化政策で日系の繊維，自動車等の企業進出がはじまり，80年代に脱石油依存を強め86年のルピア切下げ以降輸出志向の労働集約型の投資が急増し，90年代にはアセアン他国の人件費上昇等を受け家電メーカー等も進出してきた。

ところが，危機とそれに続く政治社会不安により，食品，繊維，紙パルプ，家電等を除き厳しい状況が続いている。特に危機で大きく傷んだ国内銀行は公的資金の注入等も行われているが信用創造機能は依然回復しておらず，ローカル企業はキャッシュベースでしか事業ができない状況といわれ，また直接投資も減少傾向が続いている。業種別の危機の影響度の差異はインドネシアの製造業生産指数（第10図）のとおりであるが，個別企業レベルではタイの場合と同様に外貨借入に伴う為替損等の問題を抱えている。

インドネシア産業の本格回復，景気の持続的拡大のためには，まず金融システムの再生が不可欠である。そのためには公的資金で不良債権を相応に処分した上で（後述する自動車のアストラのように）外資等に売却し，外資の力を使って再生するのが最良の方法であり，その前提条件として政治社会情勢の安定が欠かせないと思われる。他方で危機以降の民主化の動きのなかでILO条約を批准し労働組合の設立が自由化され，一般民衆は民主化を十分に理解せず会社内にいくつも組合が設立され賃上げ交渉等で混乱を呈する等，労務問題が難しくなっている面もあり先行きに楽観はできない。

（1）　輸出競争力強める繊維業界

インドネシアの繊維業界は70年代の輸入代替政策で日系企業が進出し，80年代以降輸出産業へと転換した。さらに韓国，台湾企業等の進出もあり，現在世界でも有数の生産国となり，同国工業製品輸出額のトップを占めている。しかし90年代半ばから世界的な供給過剰のなか中国等との単価切下げ競争が激化し輸出の伸びを鈍化させている。

97年の危機発生でインドネシアルピアが急落したが，その影響は輸出主体の日系企業では加工コストの低下（労働コストがドルベースで危機前のほぼ半分になった）で他国に比し競争力を高め，輸出で利益を上げ影響は軽微であった。他方，国内販売を主体とするローカル企業では輸入繊維原料価格の高騰，原料輸入のための地場銀行発行のL/Cの受取拒否等が発生し，さらに国内販売では内需不振による原料コスト上昇の製品価格への転嫁困難，政治社会不安による海外バイヤーからのキャンセル等で川下企業ほど生産減少や操業停止に追い込まれる

第11図　インドネシアの繊維輸出の推移

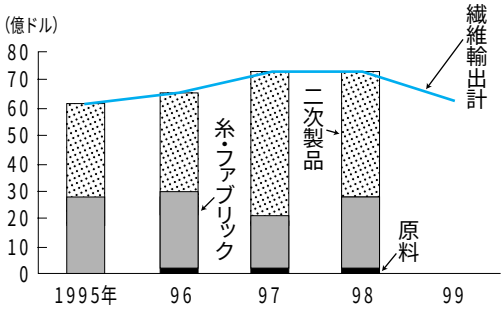

資料　ジェトロジャカルタセンター，各種報道

企業が出る等，二極分化が進んだ。ローカル企業のなかでも華僑系，インド系企業のなかには輸出にシフトするところもあり，98年は輸出が増加したが，99年はルピアの強含み推移，国際市況低迷や政情不安が払拭できないこと等から減少した（第11図）。

日系企業の例として三菱レイヨンは危機による加工コスト低下を活かし，同社主力のアクリル原料を日本から輸入して（日系企業等と組んで最終製品に）加工して輸出しているが，今年第４工場を増設して増産している。同国繊維業界にとっては政治社会情勢の安定が前提であるが，競争力を活かすための一層の設備拡大，高付加価値化が必要であろう。

(2)　危機前の水準に回復する電子電気業界

インドネシアの電子電気業界は一部日系家電メーカー等が1970年代に国内市場志向型で進出したが，マレーシア，タイへの集中進出に比べ出遅れていた。90年代に入りマレーシア，タイの労働力不足，生産コスト上昇から輸出品生産用保税倉庫制度

第12図　インドネシアの電子電気関係生産指数推移（原数値）

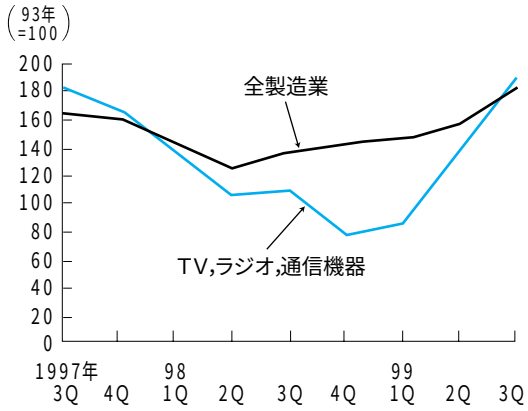

資料　インドネシア中央統計局

(EPTE[注2])を利用し同国へ主要日系企業や韓国企業が進出，設備拡張が相次ぎ生産が拡大してきているが，家電主体で情報機器や電子デバイス，部品メーカーの集積は依然相対的に少ない。

ところが，危機による影響は内需低迷や治安悪化で物流に支障をきたし一部の工場運営に悪影響が発生する等で，主に国内向け家電販売が大幅に落ち込んだが，コスト競争力を活かした輸出へのシフトと99年後半に小型冷蔵庫等の需要が回復して生産が間に合わない状況も出て回復してきている。また，輸出向け家電，情報機器や電子デバイス関係は危機でも好調を維持したため，電子電気業界全体としては危機前の水準を回復している（第12図）。欧米企業もM&Aで進出しようという動きはあるが銀行再建庁（IBRA）が管理している企業株式（建設，不動産，セメント，自動車等が主）には電子電気関連企業が少ないこともあり具体的な大型案件はない。AFTAについても

一般向け低価格家電のローエンド製品中心ではあるがアセアン他国からインドネシアへシフトする動きが危機前から既に出ており，同国としてはプラスに作用するとみられる。

日系企業の動きとしては韓国，欧州，ローカルブランド製品や中国，AFTAに先行する輸入関税引下げでアセアンからの輸入品との価格面で厳しい競争を展開しているが，松下電器は輸出主体のラジカセ製造のための新規投資を行い，セイコーエプソンがプリンタ，JVCがオーディオにインドネシアで生産集約をする等の動きがある一方，同国の政治社会情勢が不透明であることから更なる投資に躊躇する動きもある。インドネシアの電子電気業界の更なる発展のためには，現在日本や近隣国からの輸入に主に依存している部品調達について，サポーティングインダストリーの誘致と育成による産業集積で現地調達率の向上を図る必要がある。

（注2） 輸出品生産用保税倉庫制度（EPTE）とは主として輸出用物資を生産するための場所または建物で，EPTEの認可を得ると輸出品生産用部品，原材料の輸入関税，輸入付加税，前払い法人税，付加価値税，奢侈品販売税が免除されるオフショア生産制度の一種。

（3） 今後の戦略が注目される回復途上の自動車業界

1970年代の完成車輸入禁止，ノックダウン組立開始，国産化政策等で始まった自動車生産は，主要日系企業の進出がその原動力となって発展してきたが，タイ等に比して生産規模は小さく部品メーカーの集積も遅れていた。輸入部品依存体質から脱却するため94年に新自動車国産化法の施行で各企業は国産化比率40％を達成し輸入関税率を0％とすべく努力していたが，96年の国民車計画（注3）の発表と，それへの反発の強さから国民車以外でも60％以上の国産化比率を達成すれば奢侈税を０％とする政策が同年出され，各企業は国産化対応を図ってきた。ところが，自由化を推進するWTOの裁定で国民車計画の撤廃を義務付けられ，99年７月の新自動車政策で国産化比率による輸入関税，奢侈税を撤廃したため，輸入車と現地生産車との価格差が縮小した。

危機により国内販売向けの自動車業界は，内需の低迷で減産（人員解雇，操業短縮等）に追い込まれ大幅に販売が落ち込み最も影響を受けた。99年半ば以降総選挙，新大統領誕生を無事に乗り切ったことで政治情勢が多少安定し，金利低下のなかで富裕層が預金を取り崩したり自営業者が営業用に，ドルに実質ペッグしている自動車（部品輸入依存度が高いことによる）を購入する動きや一部車種の輸出シフトもあり生産が間に合わない状況で回復基調にある（第13図）。

他方，輸入大型高級乗用車価格の低下で輸入増加の兆しが出てきたので国内生産の回復確保等のため一時的に輸入禁止措置もとられている。現在同国の生産能力は約50万台といわれているが，政治情勢が安定してきているとはいえ当面国内販売の急回復は望めないとみられる。さらに，今年３月には日系企業等（トヨタ，いすず，ダイハ

第13図　インドネシアの自動車国内販売推移

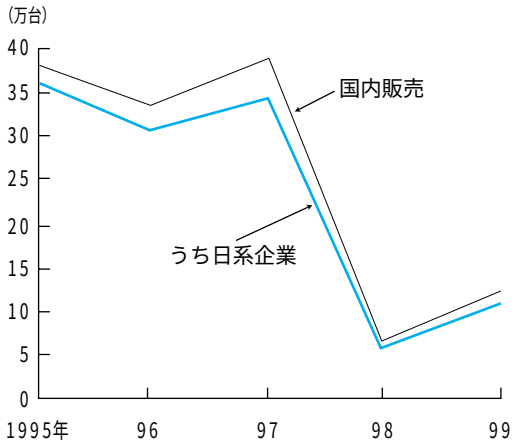

資料　FOURIN「1999アジア自動車産業」,各種報道

ツ，BMW等）との合弁会社を傘下に持ち国内販売シェア40%超の持株会社アストラインターナショナルの銀行再建庁が接収していた約40%の株式がシンガポールの自動車販売会社C＆Cを中心とするコンソーシアムに売却されることになった。国民車計画で韓国起亜自動車と組んだティモール・プトラ・ナショナルは多額の負債を抱え返済不可能で銀行再建庁の管理下にあるが，AFTAを睨みこれらの今後の動向も注目される。

日系企業はアストラ等現地資本と組んで90%超のマーケットシェアを握っているが，AFTAのアセアン実質単一市場化でタイへの生産集中化の動きのなか，欧米企業との連携を含めたアセアン等他拠点との事業見直しを図っている。トヨタはインドネシアで生産しているキジャンのアジアネットワークを活用した輸出拡大や新型セダンのソルーナ生産のための新工場建設を行っている一方，日産はインドネシアの生産ラインを停止する等の動きもでており，今後のアセアン内での生産等の棲み分けが強まっていくとみられる。

（注3） 国民車計画は96年２月に発表され，内容は国民車の認定を受けた企業は最高65%の輸入関税と最高35%の奢侈税の免除を，国内部品調達率を認定１年後に20%，２年後40%，３年後60%以上にすることの条件の下で認められるもので，この認定を受けたのはスハルト元大統領の三男が経営するティモール・プトラ・ナショナルのみであった。

５．危機前水準をほぼクリアしている韓国（日系）企業

韓国は1960年代に輸入代替型産業育成策を，外資に頼らず政府主導で進めたが資金面等で行き詰まり，60年代半ばから繊維等労働集約産業を主とする輸出志向型へと転換を図った。70年代になり重工業化推進のため直接投資の受入を強化するとともに種々の優遇策を採用したが，その対象は限定された少数の財閥であった。86年の工業発展法施行で自由化に向けた産業政策の転換を図り半導体等電子電気や自動車産業等が目覚ましい発展を遂げたが，工業発展法により投資が自由化され財閥が多角化を目指し過剰投資を行った要因にもなっている。また，同国の場合政府主導による財閥中心の発展で，さらに1980年以来輸入多角化品目制度(注4)による対日輸入制限等もあったため，タイ，インドネシアと比べ同国産業での日系企業の占めるウェイトは格段に低い。

危機の伝播で97年末韓国は外貨流動性危

機に陥ったが，韓国で外資の急流出が発生した要因は外貨調達が銀行部門に偏っていたことによる脆弱な金融システム問題と財閥の過剰設備・過剰債務問題であった。緊縮政策の採用による内需低迷，金融機能マヒによる信用収縮，輸入原材料の高騰やストライキの発生等で生産活動に影響し，過剰債務を抱えた財閥の倒産が相次いだ。これに対し政府は公的資金注入，外資を活用した再編等の金融改革，債務比率引下げやビッグディール（事業交換），外資への事業売却等による経営体質強化を図る財閥改革を積極的に押し進め，また輸出の牽引もあり，生産は急回復し現在は危機前の水準を

第14図　韓国主要業種の生産指数推移（原数値）

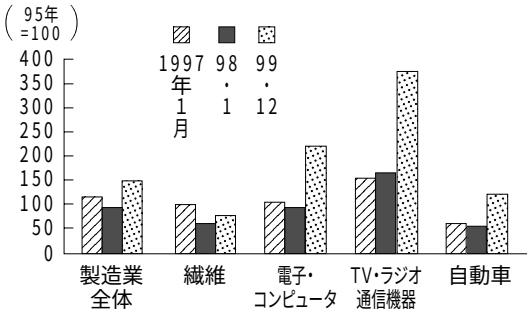

資料　Bank of Korea

第15図　韓国業種別株価推移（原数値）

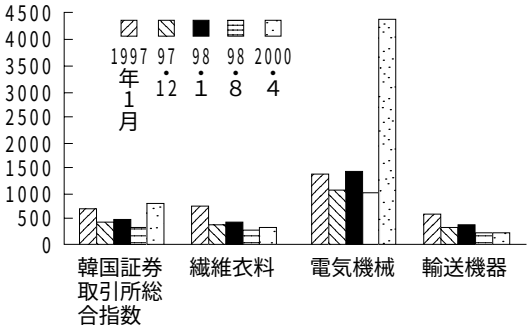

資料　Datastream

突破している。しかし，これを業種別にみると，危機の影響を受けなかった電子電気，危機前水準をクリアした自動車，回復の鈍い繊維と業種による格差が明確である（第14図）。この傾向は株価でも大宇等の特殊要因はあるがみてとれる（第15図）。

しかし，韓国経済には未だ景気急回復による構造改革頓挫のリスク，ワークアウト企業[注5]再生滞りの場合の銀行経営への影響，輸入急増による貿易黒字縮小やインフレ懸念等があり，危機から完全に脱却したとはいえず留意が必要であろう。

（注4）　輸入多角化品目制度とは1980年に対日貿易不均衡を解消する目的で導入された制度で，過去5年間の各国向け輸出入実績額で最大の貿易赤字国（常に日本）を対象に，韓国政府が指定する品目の輸入を制限するもの（99年6月末撤廃時点では中大型乗用車，大型カラーテレビ，携帯電話等16品目）。WTOのルールに従い99年６月末に撤廃。

（注5）　ワークアウト企業とは過剰債務，業績不振企業に対し長時間を要する法定管理（会社更正法適用）ではなく債権銀行団との合意で債務棚上げ，軽減をし企業の再生を図ろうという政府による企業構造改善命令。

（1）　二極化進み回復鈍い繊維業界

韓国の繊維業界は1960年代に輸出志向型として財閥中心に発展しはじめ，日韓国交回復後の70年代には日系大手繊維メーカーが進出した（その後東レ以外は労働問題等で撤退）。日系企業の技術移転で韓国は日本を急速に追い上げ，90年代半ばには中国向けの需要を見込み台湾企業と競い合って大幅に設備拡張を行った結果合繊の生産能力で日本を追い抜き，中国，台湾，日本を含む東アジアが世界最大の合繊生産基地となった。

第16図　韓国の繊維生産関係指数の推移（原数値）

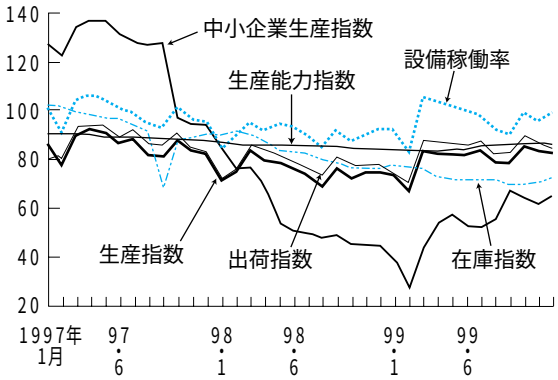

資料　Bank of Korea

ところが，危機と98年夏からの市況悪化で，積極的に設備増設を行った韓国企業のなかには経営悪化に陥るところが相次いだ。アクリル中心の韓一合繊は法定管理（会社更正法）を申請し会社存続に向けた経営見直しを進めており，高麗合繊はワークアウト企業に指定され，高合テキスタイル，新韓絹織は清算の見込みである。さらに中小企業でも過当競争で淘汰の動きが続いており，他業界で回復色を強めているなか，繊維生産はポリエステル関係を中心に危機前の水準で停滞している（第16図）。こうしたなかで中国がアジア太平洋地域の途上国の関税優遇協定であるバンコック協定に加入し今年５月から発効する予定で，関税引下げで価格競争力のある中国製繊維製品の韓国向け輸出の急増が懸念され，今後韓国企業へ与える影響は大きいとみられる。他方，米国企業デュポンは90年代後半からアジア戦略を強化している。95年に台湾の大手遠東紡績と内需向け合弁会社を設立，中国でもポリエステルチップ量産を発表し，99年には韓国の財閥セハンと弾性繊維の合弁会社を設立する等，アジアをポリエステル川上分野の供給基地と位置づけ積極投資を行っている。また日系最大手帝人もデュポンとのポリエステルフィルムの全世界的レベルでの事業統合，ポリエステル生産のメキシコへの進出，東邦レーヨンの買収と相次いで戦略を打っているが，デュポンとのポリエステル合弁等実らなかった案件もあるものの事業再編を迅速に進めつつある。

日系大手で唯一進出している東レは，進出当初から財閥コーロンと組み合成繊維，フィルム主体に輸出を行ってきた。さらに99年にセハンの低コスト良品量産可能な最新鋭のポリエステルフィルム工場を実質買収（東レ出資60%）したが，これは東レ東南アジア拠点で不足しているポリエステルチップを供給する（従来東南アジアに供給していた東レ中国拠点は需要が拡大する中国向けに特化）とともに，セハンの既存の販売ルートを活用すること等でグローバル戦略を強化し，デュポン，帝人，台湾大手等に対抗していくねらいである。

(2)　半導体，携帯電話等で急成長する電子電気業界

前述の1986年の工業発展法施行で韓国の産業政策は自由化に方針転換したが，マイクロエレクトロニクス，メカトロニクス，自動車等のハイテク産業は例外で引き続き政府支援がなされた。その資金・税制面のバックアップを受けてサムソン電子，LG電子，現代電子といった財閥系総合メーカー

第17図　韓国の主要電子電気製品等の輸出推移

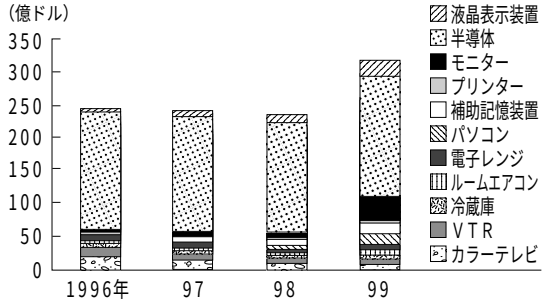

資料　韓国経済研究センター

は積極的な投資を行い，情報機器，電子デバイス等で世界的なシェアの拡大を図って成長してきた。

危機の際には内需の低迷等で家電製品販売に影響があり，また半導体の供給過剰で96年からの市況悪化ではサムソン電子，現代電子等が減産に追い込まれる局面もあったが，総じてほとんど危機の影響を受けずに輸出主導で急成長している（第17図）。

電子デバイス産業（IC含む半導体，液晶表示装置LCD）ではアジアは日本を上回る一大生産拠点であるが，そのなかでも韓国が突出している。アジアの半導体事業は60年代韓国，台湾の輸出加工区（オフショア生産拠点）での外資系企業の半導体後行程の組立から始まるが，80年代半ばに韓国では米国企業からの技術導入でDRAM(注6)の量産を開始し（台湾が官民共同で国産半導体を生産し90年代にOEMの発展型であるファンドリ事業として開花するのとは対照的），折からの円高をテコにサムソン電子，LG電子，現代電子等が輸出拡大したことで92年には日本を抜き世界一のシェアを獲得し，96年から３年半にわたる半導体不況のなかで世界のDRAM市場は４社（サムソン,現代,マイクロン,NEC－日立）による寡占体制となった（99年に現代はLGの半導体部門吸収）。またサムソン，NEC，マイクロン等半導体大手５社がインテルと次世代DRAMを共同開発する等の国際的な提携の動きも広がっている。次に液晶表示装置のなかの薄型トランジスタ方式（TFT－LCD）では99年日本が世界シェアの約60%，韓国が約38%と両国が圧倒的シェアを有し，台湾も急追しているが，オランダのフィリップがLGとLCD合弁事業の立ち上げやサムソン電子のデルコンピュータ,アップルの資金協力を得た新工場建設等で更なる生産の拡大が見込まれる。

サムソン電子は危機による構造改革で米フェアチャイルドへの工場売却等大幅なリストラを図ったことや本業DRAMの好調で99年最高益を記録したが，DRAMの利益を非メモリー向け（デジタル機器用のシステムLSI(注7)等）に注入する等，デジタル家電戦略も強めていく方針である。

一方，情報機器産業（パソコン及びその周辺機器・部品）ではOEM等でシェア拡大する台湾には及ばないが，基本自社ブランドで生産しており，周辺機器・部品も幅広く生産し特にCD－ROMのウェイトが高い。次に携帯電話事業では韓国は日本に先行してCDMA方式を採用し，現在世界の市場は日本，韓国，ノキア，エリクソン，モトローラによる激しい競争が展開されている。SKテレコムが日本の技術を導入するため京セラとの携帯電話端末機を生産する合弁会社

を設立する等の動きがあり，サムソン電子では携帯電話事業が99年も好調で通信機器部門を第二の柱としている。

さらに，LG電子が中国でのモニター生産設備，インドでの携帯電話設備投資計画を発表している等，アジア戦略も積極化してきている。

韓国に進出している日系企業ソニー（DVD，音響機器），三洋電気（携帯電話），TDK，ローム（電子部品）等はいずれも好調で，TDKは韓国現法の子会社を中国に設立して需要に応えている状況である。また昨年６月末の輸入先多角化品目制度廃止で輸入自由化された日本製家電製品ではビデオカメラ，カラーテレビ等の輸入が急増している。韓国は加工組立技術は高いが，裾野産業の育成が遅れていることにより中核部品を日本からの輸入や日系企業に依存しており，人材，技術力の強化が課題で，日韓自由貿易圏・投資協定への前向きな姿勢の狙いはこの課題を日韓企業の提携等のなかで克服しょうとするものとみられ，今後中長期的には日韓企業の提携の動きが強まってくるであろう。

（注6） DRAMとはDynamic Random Access Memoryの略で記憶保持動作が必要な随時書き込み・読み取りメモリー。

（注7） システムLSIとは多くのICで構成している機能を，大容量メモリーと大規模ロジックのワンチップ化等によって，専用機能を持つ少数のチップで実現したもの。

（3） 世界的潮流のなか業界再編が進む自動車業界

韓国の自動車業界は1960年代の直接投資方式を避けて国産化を図ろうとした輸入代替政策でその基礎が築かれ，60年代後半以降外資との制限的な合弁投資，技術提携や政府の強力な支援により，大規模な組立生産を開始し国産化比率を高めて国際競争力を向上させ，84年から輸出を開始し，90年代にはライバル日系企業の比較的手薄な東欧，中南米，ベトナム等海外への直接投資を急拡大させた。

しかし，同国の国内市場が飽和状態に近づきつつあったことによる過当競争と危機で，自動車・部品メーカーの経営が悪化し再編が進んでいる。97年起亜自動車が経営破綻し現代自動車の傘下に入り，大宇自動車が双竜自動車を買収したが大宇財閥自体が実質破綻し，売却予定で，現在GM，フォード等との間で売却交渉が行われている。また経営悪化したサムソン自動車は今年４月にルノー（仏）への売却が決定し，最大規模を誇る現代自動車も単独での生き残り懸念から提携を模索しているといわれ，自動車業界の世界的再編のなかでアジア戦略を強化しようとしている欧米企業を中心に韓国の新たな業界地図が描かれようとしている。部品メーカーでも危機後200社以上が倒産しており，欧米を中心とする外資を導入した企業は既に40社に上っている。

業界再編が進むなかで98年の自動車生産は内需が急速に落ち込み前年比30.9%の大幅減となったが，輸出は東南アジア向けが急減したものの欧米向けが価格競争力の向上等で健闘したことで前年比３％増加した。99年は米国で（従来弱いといわれてい

第18図　韓国自動車の生産・販売・輸出の推移

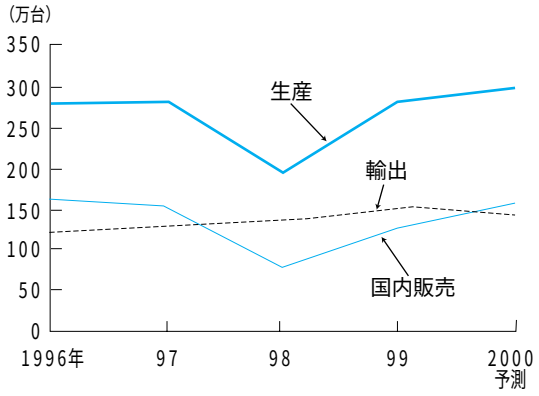

資料　韓国自動車工業協会

た）エンジンに10年10万マイル保証をつけたこと等で輸出が引き続き好調を維持し，国内販売も回復したことで危機前の水準に回復している（第18図）。これを受けて法定管理（会社更正法）が適用されていた起亜自動車は99年度黒字に転じ今年2月に法定管理の解除が認められ，また大宇，現代・起亜は中国への進出を進める等アジアへの積極姿勢を強めている。

一方，韓国には日系組立メーカーの生産拠点はないが，部品メーカーは10社程度進出し危機の影響をほとんど受けず好調を持続している。昨年６月末の輸入先多角化品目制度廃止で輸入自由化された日本製自動車については，トヨタでは豊田通商が直接販売に向けTTコリアの設立，SKエナジーがソウルとその周辺での輸入販売権の取得等，販売の準備を進めているが，国産車指向の強い国民性，関税や円高等による割高感，アフターサービス等のネットワーク網の弱さ等から，当面急拡大は難しいとみられるが，中長期的には韓国メーカーにとって脅威になるであろう。韓国自動車業界には人材，資金はあるが，部品メーカーの育成が遅れているため技術面が課題であり，日系を含めた外資企業との今後の業界再編の動きが注目される。

６．日系企業の今後のアジアでの事業展開の方向

日系企業は自動車業界に象徴されるようにAFTA等を睨みアジア戦略を強める欧米有力企業との競争が激化するなか，欧米企業等との提携を含めグローバルオペレーション下でのアジア事業の再編・見直しを急速に進めている。今後の日系企業のアジア戦略の方向性をみる上で，その前提となるアジアにおける事業環境の重要な変化を整理すると次のものが挙げられる。

第一は欧米企業は従来アジア各国をひとくくりでみる傾向があったが，危機以降より実態に即した見方に変わり各国をセグメント化し国ごとの強さ弱さをよりきめ細やかにとらえて事業展開を図る傾向が強まっている。このセグメント化を踏まえてアジアを生産拠点として，世界的なIT革命の進展のなかコンピュータ関連等で台頭する台湾企業等を活用したOEM生産等のように，現地の企業・人材によるアウトソーシングを活用しコスト削減と（大型設備投資リスクを回避し）柔軟性確保を図っている。またHDD生産をシンガポールから周辺国へ移管しシンガポール等を研究開発拠点とする動きもこの動きの一環であろう。さらに

アジアを中長期的に有望な市場ととらえ低価格品・ローエンド製品（アジアカー等）の開発にも積極的である。これらの動きは歴史的にアジアへ深くコミットしてきている日系企業にとっても脅威となっている。

第二には中国のWTO加盟に伴う影響である。中国は国内市場の巨大さもあり，近年外資系企業の進出等で幅広い業界で生産拠点・市場としてのウェイトを急速に高めている。台湾のコンピュータ関連企業の広東省への進出は目覚ましく台湾のOEM生産の強さの原動力となっているが，これが象徴するように中国の追い上げは激しく今後アセアン諸国との競合が強まることが予想される。

また，前述の環境変化のなかで，本稿で取り上げた業界のAFTA後の鳥瞰図をラフに描くと（インドネシアの政治社会情勢は大きな混乱がなく安定することを前提），日米欧企業と韓国等現地企業との提携等合従連衡が進み，繊維業界では中国，インドネシアが台頭し，韓国，タイはより高付加価値品へシフトし，電子電気業界では韓国が半導体，携帯電話，デジタル家電等で日本との競合を強め，タイは家電，コンピュータ関連機器等，インドネシアはローエンド製品等に大まかな特化が進んでいくであろう。自動車業界ではアセアンではタイの優位性が明確になってくるとみられる。

こうしたなかで日系企業は欧米企業に比べ相対的に遅れている技術移転，現地人材の活用の積極化による裾野産業・人材の育成・支援やアジア企業へのアウトソーシング活用等で，アジアとの相互依存関係をさらに深めていく必要がある。前述の海外協力銀行のアンケート調査のなかの今後のアジア向け投資戦略をみると今後の投資は既存設備の拡充が主で，その目的は生産品目の多様化，販売拠点の強化を挙げている企業が多い（第19図）が，アジアでの長年の蓄積を活かし，戦略的に欧米アジア企業とも提携し既存拠点の事業再編・見直し等によるコアビジネスへの特化・差別化の一層の強化がアジアでの生き残りのために望まれる。特に韓国については輸入多角化制度撤廃や日韓自由貿易圏構想等で，今後経済の緊密度が増してくるとみられ，競合関係の強い両国企業が生産体制の水平分業化，共同開発，部品の共有化等相互補完関係を強め相互のメリットを高めていくことが重要であると思われる。さらに，日本はアジアに一層魅力的な市場を開放することも重要で，これによりアジアとの共生関係を強められるであろう。

第19図　今後のアジア向け投資戦略

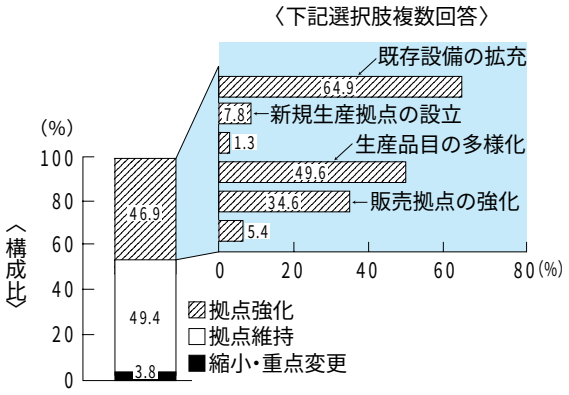

資料　国際協力銀行

おわりに

日本は長らくアジアの高度成長に，投資および貿易国として重要な役割を果たしてきた。アジア危機のなかでは日本のアジア諸国への宮沢構想等の資金支援は相応の効果をもたらし，また日系企業は危機のなかでもほとんど撤退することなく景気回復を牽引してきている。さらに日本経済は現在アジア向け輸出の回復等を主因に長引く停滞から脱却しようとしている。このように日本経済はアジアと相互依存関係を強めている。世界をみれば北米にNAFTA（北米自由貿易協定），欧州に統一市場ユーロが既に出現し，現在アジアで外資等を活用し構造改革を実現し次の成長を目指すAFTAが実現しようとしている。

ユーロの誕生やアジア通貨危機の発生で円の国際化が今日的課題として取り上げられ，現在大蔵省は「円の国際化推進協議会」を発足させて検討が行われているが，金融資本市場面の環境整備として既に一定の成果(FBの市中公募入札発行の開始, TB・FBの償還差益にかかる源泉徴収の免除，国債利子について非居住者・外国法人を非課税とする措置等）を上げている。

AFTA等によって投資，貿易を軸とした日本とアジアの相互依存関係がさらに深化し，実態経済面からもアジア通貨と円との連動性が強まることで，円の国際化が進めば，日本経済へのメリットは大きい。アジアは多様であるので各国の発展段階の違いを踏まえた上で，アジア地域の貿易・投資の自由化に日本が中長期的視点から粘り強く指導的役割を果たすことが望まれる。

〈参考文献〉

・さくら総合研究所環太平洋研究センター『1999/2000年アジア主要産業の回顧と展望』2000年３月
・日本経済研究センター『2020年アジアの産業競争力』報告書，2000年1月
・国際協力銀行『1999年度海外直接投資アンケート調査結果概要』1999年11月
・ジェトロ『2000年版ジェトロ投資白書』2000年３月
・東京三菱銀行調査部『アジア経済・金融の再生』1999年11月
・環太平洋ビジネス情報RIM99Vo１.4「新世紀に向かうアジア経済と日系企業のアジア戦略」2000年1月
・JCIF基礎レポート「産業構造」各国編
・韓国経済研究センター『韓国産業経済動向』各号

（千葉　進・ちばすすむ**）**

WTO加盟の中国農業への影響

―― 増大する農業調整の圧力 ――

〔要　　旨〕

１．WTO加盟の中国農政への主な影響として国内農業保護政策の転換があげられる。中国農業の比較生産性はこの十数年の高度経済成長の下で急速に劣位化した。農家の生産意欲の維持と農工間所得格差の縮小のため，94年ごろから中国は数千年にわたる農業収奪から農産物価格支持政策へと転換しつつある。しかし，国内農業保護の削減を条件とするWTOへの加盟はこの政策の継続を困難にする。

２．そもそも約７割の農村人口を抱えている中国は，農産物価格支持政策を実施する経済力は備えていない。現実には，過重な財政負担によりWTOに加盟していないにもかかわらず，昨99年，自らこうした政策の転換を決めた。今後，農業の比較生産性と国際競争力の向上には，生産コストの引下げを図るしかない。その達成には，農業余剰労働力の農外移出，比較優位のある農産物の育成，農業技術の開発と基盤整備等が欠かせない。

３．WTO加盟の中国農産物貿易への影響の一つは，穀物等農産物の輸入増と考えられる。非関税措置の関税化や関税率の引下げ等が加盟の条件となっている上に，中国の穀物等農産物の国内価格が既に国際価格より高くなっているためである。ただし，中国の穀物生産の半自給的性格，膨大な労働力の雇用の場，外貨事情，国際穀物の供給力制約などから，穀物の輸入増にも限界があり，長期的にみても高い国内自給率を維持せざるをえない。

４．加盟によって，中国は加盟国の最恵国待遇を享受することができるようになり，潜在的比較優位にある労働集約的農産物の輸出を促進させる可能性もある。あるいは促進しなければならないことと考えられる。99年に国際価格に比べて４～８割安い豚・牛・羊肉，リンゴ・梨等の果物のほかに，花きや農産加工等，穀物以外の労働集約的なものは潜在的比較優位にあるとみられる。

目　次

はじめに
１．国内農業保護政策の転換
（1）　難しい農業資源の農外移出
（2）　枠をはめられる農業保護政策
（3）　農業の構造改善に結びつかない価格支持政策
（4）　コストの引下げによる生産性の向上
２．農産物貿易政策の変化
（1）　輸入拡大の可能性
（2）　穀物の輸入大幅増の可能性は小さい
（3）　比較優位のある農産物の輸出促進
むすび

はじめに

1999年11月の中国のWTO加盟を巡る米中交渉の決着に先駆けて，99年４月に米中農業協定が妥結した。その時，中国への農産物輸出増を見込んで，米国の小麦農家が大喜び，シカゴ市場の相場も一時高まったとの報道があった。確かに，年内にも見込まれる中国のWTO加盟は市場開放により世界経済へのメリットが大きい。また，中国経済の市場化と国際化への促進，中国の国際的イメージの向上には重要である。

しかし，この市場開放は失業の増大など農業を含む中国経済ないし社会全体に大きな調整コストを強いる可能性がある。本稿はWTO加盟の国内農業政策と農産物貿易政策に与える影響について述べてみる。

１．国内農業保護政策の転換

（1）　難しい農業資源の農外移出

WTO加盟の当面の中国農業への影響は大きく二つに分けることができる。一つは国内農業保護水準の引下げであるが，もう一つは関税率の引下げによる国内農産物市場の開放である。

前者の国内農業保護の削減は，長年来の「農業収奪」からようやく農産物価格支持へと転換している中国の農政に大きな難題を突き付けている。というのは，中国がWTOの前身であるガットに加盟を申請したのは1986年であったが，当時，中国の農業は比較優位性いわば国際競争力を有していた。しかし，その後高度経済成長の下で，農業の比較優位性は急速に劣位化してきたのである（第1，２図）。

農業を主体とする第一次産業の比較生産性（ここでは農工間の労働生産性格差）でみると，農業就業者一人当たりの生産性は86年

第1図　経済成長率
――前年比実質伸び率――

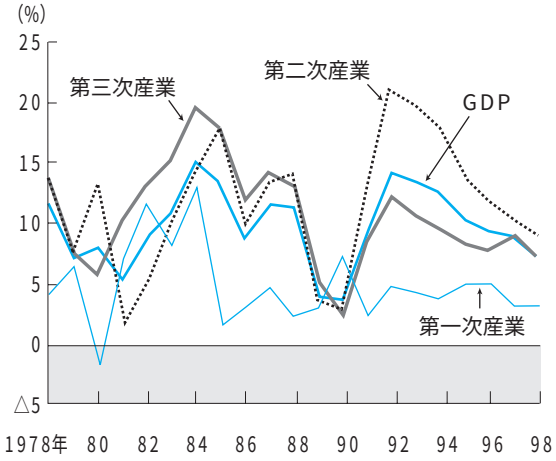

資料　『中国統計年鑑』1999年版

第2図　第一次産業の地位

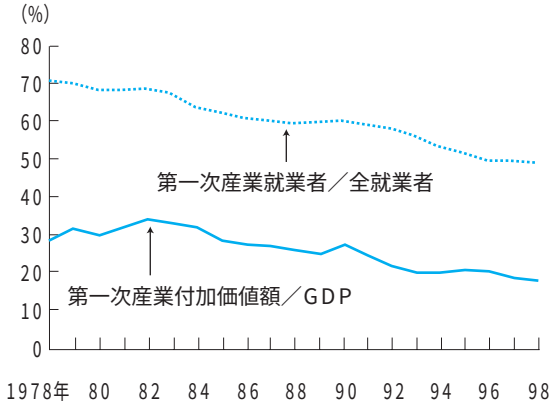

資料　第1図に同じ

第3図　農工間の労働生産性格差
――就業者一人当たりの名目生産額――

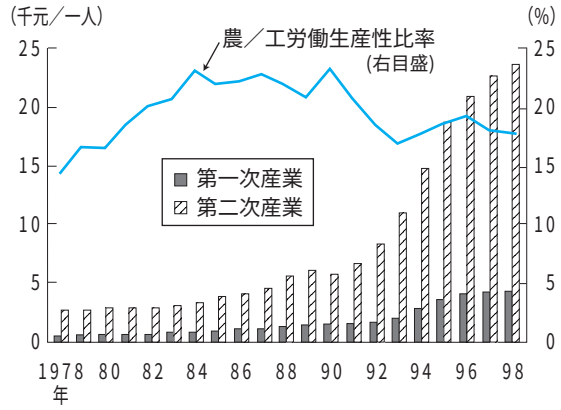

資料　第1図に同じ

第4図　農工間所得格差

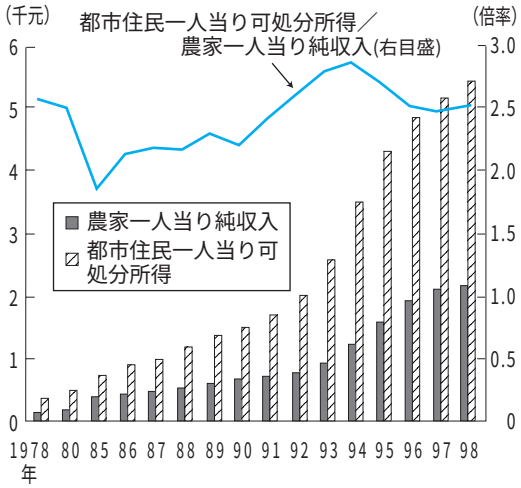

資料　第1図に同じ

に工業のそれの22.1%相当あったが，93年に16.8%，98年に17.8%へと下がってしまった（第3図）。それに伴い第一次産業のGDPに占めるウェイトは86年の27.1%から93年の20%，98年の18.4%へと低下した（第2図）。その結果，農工間の所得格差（農村住民を1とする）も85年の1.86倍から93年の2.8倍，98年の2.5倍へと拡大した（第4図）。農家の所得には実物収入も含まれていることなどを考えると，農工間の格差はさらに大きいとみられる。

ペティ・クラーク法則によれば，農業の比較生産性の低下も国民経済に占める農業の地位の低下も，経済の発展とともに自然に発生するものであり，それは農業資源の第二次，第三次産業への移転を促すことになる。しかし，農業資源，特に農業労働者が身につけた技術や知識は他産業で活用され

る道は限られるため，農業資源の産業間移動は一般的に難しく，しかも長時間を必要とするという世界共通の問題がある。そのうえ，中国は第二次産業の国有企業も余剰労働力を抱えていること，さらにこれまで農業余剰労働力を大量に吸収してきた郷鎮企業の成長も伸び悩んでいることなどが加わり，これら余剰労働力の農外移出は一層難しくなっているのである。

(2) 枠をはめられる農業保護政策

中国政府は，農業特に穀物の比較生産性の急低下による農家生産意欲の低下を防ぐために，また農工間の所得格差を少しでも縮小するために，94～96年の間に穀物の契約買付価格を80%以上引上げ，その後も市場価格より高い保護価格で政策的に穀物の買付を続けた。その結果，国内の穀物価格は94年あたりから国際価格を上回るようになったが，中国政府は非関税措置や高関税といった国境保護措置を同時に実施し，かつて高度成長期における日本や韓国等の国が行ったように農産物保護政策を実施したのである。

この国内農業保護水準の指標として生産者補助金相当額PSE値（Producer Subsidy Equivalent）がよく使われている。PSEは，国内農業総生産額に占める農業生産者への財政的補助及び農産物の内外価格差相当額（（国内価格－国際価格）×生産量）の合計の割合である。もう少し説明すると，国際価格が市場を歪曲していないものと見なされ，それを基準にして国内価格との差，つまり，国内生産者への保護水準を計測するものである。当然，この値が大きければ大きいほど農業保護の程度も高いが，マイナスの場合は低農産物価格政策等によって国内農業部門が搾取されていることを意味する。

第１，２表が示したのは国務院発展研究センター等研究グループが計測した82～95年のPSE値である。それによると，78年からの中国の改革・開放政策が農村から都市部へ移った85年あたりからPSE値（82年の－12.34%から86年の－38.54%へ）は急速に低下（絶対値では上昇）し，農業へのマイナス保護が強まっていたが，90年代に入っ

第1表　80年代主要農産物のPSE

（単位　億元）

	1982年	84	86	88	90
農業生産額	2,089.4	2,809.7	4,637.8	6,984.8	7,209.1
所得移転	－11.5	－15.4	－17.2	－33.7	－39.9
農業税	－16.2	－19.2	－24.5	－40.5	－48.3
災害補助	3.4	3.8	5.9	5.7	7.2
福祉補助	1.3	1.6	1.5	1.1	1.2
価格介入	－332.9	－797.8	－1,874.3	－1,621.6	－1,604.4
国家買付	－157.2	－274.6	－566.0	－643.0	－260.2
国境措置	－175.8	－523.2	－1,308.3	－978.5	－1,344.2
利子補填	2.1	3.2	0.1	0.8	1.5
投入材補填	11.8	4.5	5.4	5.8	5.6
農業予算支出	66.3	77.7	101.3	117.6	145.2
その他	7.9	3.6	3.8	6.4	5.5
PSE総額	－256.4	－727.9	－1,780.9	－1,524.6	－1,486.7
PSE（%）	－12.3	－26.0	－38.5	－21.8	－26.3

資料　徐逢賢等『中国農業扶助保護』1999年
（原注）1.主要農産物は穀物，植物油，豚肉，牛肉，卵，綿花，砂糖を含む。
2.農業生産額＝農産物生産量×国内市場価格
3.国家買付＝（買付価格－国内市場価格）×国家買付量
4.国境措置＝（国際価格－国内市場価格）×生産量
（注）1.原表を簡略化したもの。
2.－（マイナス）については本文を参照。

て特に94年からその値（93年の－24.07から94年の－7.79へ）は急上昇（絶対値では低下）した。この急上昇の要因は，主として農産物の内外価格差の縮小（国際価格より低く抑えていた国内価格が上昇し，国際価格に接近すること）によるものである。これは中国が農業収奪を急速に減らし，ようやく農業保護へと転換しようとしていることの証である。

しかし，農産物価格支持政策を含む国内農業保護の削減を条件とするWTOへの加盟によって，中国はこうした農業保護政策の採用を今後許されなくなるのである。WTOの農業協定によると，加盟国は一定の期間内で国内農業助成水準（助成合計量 AMS Aggregate Measurement of Support）を基準期間である86～88年に比べて20%削減する義務がある。このAMSは上述のPSEと基本的に同じであるが，研究開発，基盤整備，災害補償，デカップリングなど，いわゆる「グリーン・ボックス」の支出が含まれない。

中国は86～88年当時では農業保護どころか農業搾取の時期であった。つまり，AMSはマイナスの値であり，当時，仮にガットに加盟しても農業保護を削減する必要はなかった。この場合，加盟後の国内農業への助成額の上限は基準期間の年平均国内農業総生産額の10%と規定されており，基準期間である86～88年の中国の年平均農業生産額は4,850億元であるため，この10%は485億元となる。485億元は98年の農業総生産額の２%弱に相当し，助成額の上限は今となっては非常に厳しい水準であるといえる。また，保護価格での穀物買付等農産物の価格補填額だけでも98年に565億元となり，この国内農業助成額の上限485億元を超えていることから，今後中国は農産物価格支持政策を行う道が完全に閉ざされてしまうことになるといえる。

第2表　90年代主要農産物のPSE

（単位　億元）

	1993年	94	95
農業生産額	9,619.5	13,481.2	17,929.6
所得移転	－503.4	－903.4	－859.8
農業税	－125.7	－231.5	－278.1
税以外の費用負担	－408.6	－701.5	－545.0
災害補助	14.9	17.7	25.5
福祉補助	2.5	2.7	3.5
農業税減免	13.5	9.2	7.8
価格介入	－2,052.8	－597.7	－548.1
国家買付	－268.7	－569.0	－480.1
国境措置	－178.4	－28.7	－68.0
投入補填	－73.9	－82.7	－100.1
利子補填	22.2	25.1	28.1
生産財補填（財政）	2.0	2.0	2.0
生産財価格補填	－98.2	－109.8	－130.1
農業予算支出	435.6	575.5	656.5
PSE総額	－2,194.5	－1,008.3	－851.5
PSE（%）	－24.1	－7.8	－5.0

資料　第１表に同じ
（注）1.原表を簡略化したもの。
2.生産財補填（財政）は農業生産資材の価格上昇に対する財政補填
3.生産財価格補填は財政補填を超えた農業生産財の価格上昇分を指す。
4.－（マイナス）については本文を参照。

(3)　農業の構造改善に結びつかない価格支持政策

一方，現実的には，中国は99年に品質の低い早稲米や東北と華北の春小麦などを国家の保護価格の買付対象から撤廃することを決めた。つまり，中国はWTOに加入していないにもかかわらず，自主的に保護政策を部分的に調整するようになった。その最

大の理由は何よりも過重な財政負担であろう。上述のように，保護価格での穀物買付等農産物の価格補填に対する財政負担は，98年に565億元と財政総支出の5.2%，財政赤字の61.3%を占めている。実は，それ以外にまだ保護価格で買付した在庫穀物の含み損が相当な額になっているとみられ，それはいずれ財政で補填することになる。こうした状況は近年ほとんど変わっていないか，むしろ少し悪化している。

一方，金融システムの不良債権の解決にしろ，失業保険体制の構築にしろ，また，教育やインフラの整備，西部開発にしろ，発展途上にある中国では財政資金に仰がねばならないことは山積している。農産物の価格支持だけに財政資金を中心的に使うことは結局続かなくなったのである。

日本や欧米等諸国も農業保護政策を行ったが，それらはいずれも農業人口が少なく，工業化が相当高い水準に達してからのことである。中国は98年にも農村人口の全人口に占める割合が70%を超えており，農業就業者の全就業者に占める割合は85年の62.4%から98年の49.8%へと大幅に減っているとはいえ，依然として高いことは変わりがない（前掲第２図）。過小な非農村人口が過大な農村人口を保護することはやはり限界があるのであろう。

また，直接の価格支持政策は市場の情報をゆがませ，農産物の品種改良や構造改善を阻んでしまっている。結局，94年からの買付価格の引上げは穀物の増産と農工間所得格差のある程度の縮小には有効であったが，品質の向上が伴わなかったため，増産した食糧は売れずに在庫増と財政負担増を招いてしまった。また，農工間の所得格差の縮小は生産性格差の縮小を伴わなかったため，買付価格の引上げが継続しなかった97年と98年から所得格差が再び拡大するようになった。

(4) コストの引下げによる生産性の向上

農産物価格支持政策がとれない中国の農政は，農業の比較生産性と国際競争力の向上のために，農業生産コストの引下げによって生産性を上げることに重点を置かざるをえなくなる。

中国農業のコスト引下げと生産性の向上には，まず過剰な農業労働力を移出することが不可欠である。また農業技術の進歩も極めて有効である。前者に関しては現在約１億５千万人とも言われる巨大な農業の過剰雇用は，その経営規模を極小化し，その労働生産性と所得の向上を阻止している。今後，これら余剰労働力の農外移出の圧力はWTOの加盟により強まる可能性があり，そのために労働力を集約的に吸収する中小企業等の育成や，進行中の小都市建設にさらに力を入れ，あわせてその移出を円滑にさせるための農民教育も図る必要があろう。

それと同時に，農業構造も中国が潜在的に比較優位にある青果物，花き，食肉，農産加工等労働集約的なものへと調整を速めざるを得ない圧力に直面している。こうし

た調整を進めるために，地方保護主義のとりやめ，全国的な農産物等の流通市場及び情報システムの確立は重要である。あわせて，こうした調整により影響を受ける農家への利益補償も必要である。

また，零細農家という現状が相当期間内に変わらない状況の下で，一定の生産規模の必要性や，農産物と生産資材等の流通コストの引下げ，農家に対する市場情報の提供，流通分野のマージンの農家サイドへの分配といった角度から日本の農協のような組織が必要だと考えられる。

後者の農業技術進歩については，農業経営規模の拡大が限られている中で農業の比較生産性の向上には単収の増加が最も重要となってくるが，この単収の増加には農業技術の進歩がカギとなる。農業技術の開発・普及，新品種の生育を助ける灌漑・排水など農業基盤の整備等は公共財的性質を有し，政府の財政支出に大きく依存せざるをえない。これに関して，WTO加盟による市場の開放等により，日本等先進国からの農業先進技術の導入も期待されよう。

これまで述べたように，中国は農産物価格支持政策をやめざるをえない状況にあるが，これは決して農業の生産性向上及び農家の所得上昇に対する政府の役割の重要性を否定する意味ではない。政府の役割は上述のもの以外にも農家に対する農業税以外のさまざまな費用の徴収や流通段階での農業余剰の搾取をやめること等を含めなければならない。これも農業比較生産性と農家所得の向上に貢献する。

また，農業の生産，流通，貿易がそれぞれ異なる行政主管のもとにあるという縦割り行政は中国農業の効率的発展を阻害している。WTO加盟によって，こうした農政にかかわる行政の改革も迫られる可能性がある。

２．農産物貿易政策の変化

(1)　輸入拡大の可能性

WTO加盟の農業に課す条件の一つは農産物市場の開放であることを上述したが，それをアメリカが公表した米中農業協定に従って具体的にみると，①すべての非関税措置の関税化，②関税率を現行の平均21.2%から2004年に17%へ，アメリカの優先品目は現在の平均31.5%から2004年14.5%へ引下げ（第３表），③穀物，綿花等主要農産物の関税割当枠の実施，ということである。穀物の関税割当枠は加入当初の1,440万トンから2004年に2,180万トン（中国の近年平均穀物生産量の4.8%に当たる）に増えることになり，割当枠内の関税率は１～３%である（第４表）。こうした条件から中国の農産物貿易の受ける影響は，輸入の増加と比較

第3表　米国優先品目の関税率

（単位　%）

	現行の関税率	2004年の関税率
牛肉	45	12
ブドウ	40	13
ワイン	65	12
チーズ	50	12
家禽	20	10
豚肉	20	12
平均	31.5	14.5

資料　USTR/PUB AFFRS

第4表　主要農産物の関税割当枠と民間企業のシェア

（単位　万トン，%）

	関税割当枠					
	加入当初	2004年	うち民間企業			
			加入当初シェア	2004年シェア	加入当初	2004年
小麦	730	930	10	10	73	93
トウモロコシ	450	720	25	40	112.5	288
米	260	530	50	50	130	265
穀物計	1,440	2,180	―	―	315.5	646
大豆油	170	330	50	90	85	297
綿花	74.3	89.4	67	67	49.8	59.9

資料　各種報道から作成

優位のある農産物の輸出促進ということが考えられる。

まず，輸入が増加すると思われる理由について，第一に，中国の穀物等の農地集約型農産物の価格はこれら農産物の比較優位の劣位化とともに，94年あたりから国際価格を上回るようになり，その状況は今日までほぼ変わっていないことである。99年では小麦，トウモロコシ，綿花の国内価格は国際価格より２～７割も高いと言われている。これまで，穀物などの主要農産物は輸入割当と輸入許可証及び国有食糧企業の輸入独占といった非関税措置により，また牛肉や果物などの農産物は高額の関税により，大量の輸入が抑えられてきた。しかし，WTO加盟によりこれらの措置が撤廃・削減され，それだけではなく，関税割当枠の相当部分は民間企業に分けなければならない。この民間部門の穀物割当枠の関税割当総枠に占める割合は初年度の27.8%から2004年の43.3%へと年々増加していく。国際価格が国内価格より低ければ，これら民間企業の輸入が実行される可能性が大きいと思ってよいであろう。

第二に，中国の農業労働力一人当たりの耕地面積が0.2haと世界平均の５分の１足らず，アメリカの260分の１という要素賦存の差及び生産技術の差から，中国の穀物生産の比較優位はもともとないといってもよい。これまで食糧増産のために過度な開拓をし続けてきた結果，森林の破壊，水資源の減少，洪水の誘発など環境に大きな負荷を負わせてしまった。この環境保護と持続的発展の観点からも非効率な農地を削減して森林や草地に戻す必要がある。この場合発生する食糧供給の不足分は国際市場に頼ることになろう。

第三に，品質上の関係で輸入増も考えられる。これまで中国の農業政策は質より量を追及してきた。その結果，量があっても都市部住民の所得上昇に伴う良質の農産物への需要を満たすことができなかった。その部分の需要は結局輸入に頼っている。例えば，連続５年の豊作で穀物の販売難になっていても良質の小麦とお米の輸入は絶えなかった。良質の牛肉や果物も輸入品が多い。

また，これらの農産物はこれまで高い関税が課されているものが多いため，暴利をむさぼる密輸が相当な規模になっているともみられる。関税の引下げは密輸への退治になると同時に，輸入も増加することが考えられる。例えば，アメリカ農務省は中国の関税引下げにより中国に対する柑橘類の輸出はこれまで「非正常ルート」を通しての年間輸出額７億ﾄﾞﾙから正常ルートでの

12億ドルへと拡大すると予測している。

(2) 穀物の輸入大幅増の可能性は小さい

上述したように，穀物等の輸入増がほぼ確実であり，また中国の持続的発展のためには一定の穀物を輸入した方が得策である。問題は輸入がどこまで増えるかであるが，下記の理由により大幅な輸入増はないと思われる。

第一に，中国の食糧生産は半自給的な性格がある。農家消費の食糧は食糧総需要量の約７割を占めているが，その部分はほとんど農家の自給自足で賄い，価格の変動など市場の影響をほとんど受けない。

第二に，国際穀物の供給能力から，中国は長期的にも高い自給率を維持せざるをえない（第５表）。現在，世界の穀物年間貿易量は約2.2億トンにすぎない。中国の現時点の国内消費量４億５千万トンの５～10%（2,250～4,500万トン）の対外依存度でも国際穀物貿易量に占める割合は10～20%になる。中国がこれぐらいの穀物を輸入したら，国際穀物価格が大幅に上昇しかねない。95年に中国は2,080万トンの穀物を輸入したが，これは国際穀物価格が２～３割暴騰した主因とされている。2004年の関税割当枠はこの95年の輸入実績を超える2,180万トンになり，これぐらいの穀物の輸入は国際価格をつり上げる可能性があるとみられる。国際穀物価格の上昇は中国の大量輸入に歯止めをかけると同時に，国内農業に有利な条件を与えることになる。この意味では，今後の国際穀物価格の形成において中

第5表　品目別食糧輸出入量の動向

（単位　万トン）

	食糧全体			米		小麦輸入	トウモロコシ		大　豆		自給率(%)
	輸入	輸出	純輸出入	輸入	輸出		輸入	輸出	輸入	輸出	
1978年	883	188	△ 695	…	…	767	…	…	…	…	97.7
79	1,236	165	△1,071	…	105.3	871	…	…	…	…	96.8
80	1,343	162	△1,181	…	111.6	1,097	164	…	57	10	96.3
81	1,481	126	△1,355	…	59	1,307	68	14	57	14	95.8
82	1,612	125	△1,487	40	45.7	1,353	157	7	36	15	95.8
83	1,344	196	△1,148	16	56.6	1,102	211	6	0	35	97.0
84	1,045	357	△ 688	25	118.9	1,000	6	95	0	84	98.3
85	600	932	332	31	101.9	541	9	634	0	114	100.9
86	773	942	169	32	95.6	611	59	564	29	137	100.4
87	1,628	737	△ 891	49	98.9	1,320	154	392	27	171	97.8
88	1,533	717	△ 816	31	71	1,455	11	391	15	148	97.9
89	1,658	656	△1,002	0	32	1,488	7	350	0	117	97.5
90	1,372	583	△ 789	6	33	1,253	37	340	0	94	98.2
91	1,345	1,086	△ 259	14	69	1,237	0	778	0	111	99.4
92	1,175	1,364	189	1	95	1,058	0	1,034	12	66	100.4
93	752	1,535	783	0	143	642	0	1,110	10	37	101.7
94	920	1,346	426	51	152	718	0	874	5	83	100.8
95	2,081	214	△1,867	164	5	1,159	158	11	29	38	95.8
96	1,223	198	△1,025	76	27	825	44	15.9	111	19	97.9
97	417	834	417	33	94	186	0	661	288	19	100.9
98	388	889	501	24	375	149	25	469	319	17	101.1

資料　『中国農業発展報告 '96』『中国統計年鑑』各年版『中国対外経済統計大全，79～91年』『中国税関統計』月次
（注）　96年まで（含96年）の食糧は，穀物（米，小麦，トウモロコシ）のほかに芋類と豆類が含まれる。97年以降は穀物と穀物粉だけであり，自給率の計算も穀物生産量を使っている。

国は相当な影響力を持つようになり，また中国の国内価格は国際価格と連動する可能性があると言えるかも知れない。

関税割当枠でみると，中国は割当枠いっぱいに輸入しても国内の自給率は依然として95%以上を維持できる。というのは，2004年の割当枠でみても，近年平均国内穀物生産量に占める割合が4.8%である。

割当枠以外の穀物の輸入関税がどれぐらいになるかまだ不明であるが，食糧安全保障にかかわる国内穀物生産の維持からも雇用の面からもできる限りの範囲内で高くなるはずである。また，輸入の増大→耕地作付けの放棄と失業の増加→輸入の更なる増加という悪循環を避けるためにも関税の役割は無視できない。つまり，発展の段階において，社会矛盾をなるべく少なくして，バランスのとれた発展を遂げるために，一定の国境保護措置が必要である。この意味で，割当枠以外の穀物の輸入増の可能性は低いと思われる。

他方，関税割当枠の設定は今後の中国の穀物輸入量に関して一定の予測可能性と安定性をもつようになり，95年のような国際穀物市場の波乱要因になる可能性は少なくなるのであろう。

第三に，中国の外貨準備は近年急速に伸びているとはいえ，対外債務は98年で1460.4億ドルと1449.6億ドルの外貨準備を上回るようになっている。加えて，工業技術なども遅れているので機械や技術の輸入に外貨を使ったほうが，食糧の大量輸入に外貨を使うよりも工業化の途上にある中国にとっては得策だと思われる。

第四に，中国の港の総輸送能力は8億トンしかないため，物理的にも大規模な穀物輸入が考えにくい。

(3) 比較優位のある農産物の輸出促進

WTO加盟による中国農産物貿易が受ける影響のもう一つは，潜在的比較優位にある農産物の輸出を促進すること，あるいは促進しなければならないことと考えられる。99年に国際価格より４～８割安い豚・牛・羊肉，リンゴ・梨等の果物のほかに，花きや農産加工等穀物以外の労働集約的な

第6表　中国の農産物（食料品）貿易の推移

（単位　億ドル，%）

	輸出				輸入				収支	
	総額	食料品輸出	前年比	構成比	総額	食料品輸入	前年比	構成比	貿易収支	食料品貿易収支
1992年	849.4	105.1	—	12.4	805.9	41.3	—	5.1	43.6	63.8
93	917.6	107.6	2.4	11.7	1,039.5	31.9	△22.9	3.1	△121.9	75.8
94	1,210.1	134.2	24.7	11.1	1,156.1	52.9	66.1	4.6	54.0	81.2
95	1,487.7	137.1	2.2	9.2	1,320.8	95.5	80.4	7.2	166.9	41.6
96	1,510.7	137.3	0.2	9.1	1.388.3	84.7	△11.4	6.1	122.4	52.7
97	1,827.9	144.4	5.2	7.9	1.423.7	74.9	△11.5	5.3	404.2	69.5
98	1,837.6	133.8	△7.3	7.3	1,401.7	70.0	△ 6.6	5.0	435.9	63.9
99	1,949.3	128.5	△4.0	6.6	1,657.2	70.4	0.7	4.2	292.1	58.1

資料　『中国統計年鑑』93～99年版，『中国海関統計』99年12月
（注）　農産物（食料品）貿易はHS分類の第１～４類を加算したものである。

ものは潜在的比較優位にあるとみられる。加盟により中国は加盟国の最恵国待遇を享受することができるようになり，中国のこれら農産物の輸出によい環境が与えられることになる。

実は中国の農産物（食料品）貿易収支は穀物入超の年が多かったにもかかわらず，黒字を保ってきた（第６，７表）。これはまさにこういった穀物以外の労働集約的農産物・食料品の輸出が増加しているためである（第８表）。要するに中国はもともと穀物以外の農産物の出超によって穀物貿易の入超を補填しているという農産物・食料品の貿易パターンであるが，今後は穀物などの農産物輸入増の可能性が大きいと予測される中でその貿易収支のバランスのためにこうした方向が強化される必要があろう。

第7表　穀物貿易収支

（単位　億ドル）

	輸入	輸出	収支
1980年	24.8	4.6	△20.2
81	32.4	3.8	△28.7
82	34.1	2.9	△31.2
83	24.8	3.1	△21.6
84	18.3	7.2	△11.1
85	10.0	13.6	3.7
86	10.8	13.1	2.3
87	17.5	10.1	△ 7.4
88	19.0	11.9	△ 7.1
89	29.9	11.9	△18.0
90	23.5	10.2	△13.3
91	16.4	15.8	△ 0.6
92	17.5	20.0	2.4
93	10.6	19.0	8.4
94	13.2	22.7	9.6
95	37.3	6.4	△31.0
96	29.5	6.8	△22.7
97	9.2	13.2	4.0
98	7.2	15.8	8.6

資料　『中国統計年鑑』『中国対外経済貿易年鑑』『中国対外経済統計大全79～91年』
（注）　96年までの穀物収支には大豆が含まれている。

第8表　調整食料品の輸出動向

（単位　億ドル，%）

	食料品輸出額	肉，魚，甲殻類，軟体動物及びその他の水棲動物の調整品		野菜，果実，ナットその他植物の部分の調整品	
		輸出額	シェア	輸出額	シェア
1992年	105.1	4.0	3.8	6.9	6.5
93	107.6	6.0	5.6	6.8	6.4
94	134.2	7.8	5.8	8.2	6.1
95	137.1	11.2	8.1	10.8	7.9
96	137.3	14.7	10.7	10.5	7.6
97	144.4	13.9	9.6	10.5	7.2
98	133.8	12.2	9.1	10.3	7.7

資料　『中国統計年鑑』93～99年版

また，農産物の輸入増が予想されるが，これは農業分野における過剰雇用の圧力を一層強めるリスクがあると思われる。こうした失業者の増加→農工間格差の更なる拡大→社会不安の増幅というリスクシナリオを避けるため，つまり雇用を増やすために，比較優位のある農産物，農産加工品の輸出を促進することは極めて重要な意味を持つ。中国の貿易総額に占める農産物貿易のウェイトは年々低下しているとはいえ，99年に依然として輸出6.6%，輸入4.2%と無視できないシェアを占めている（前掲第６表）。

こういった比較優位のある農産物の輸出促進は優良品種，生産技術，市場情報などの面で政府のサポートが必要である。

むすび

これまでみてきたように，WTO加盟が中国の国内農業政策及び農産物貿易政策に大きな影響をもたらすことは間違いない。大きくいうと，一つは近年ようやく農業搾取から価格支持という農業保護政策へと転換しているが，加盟によりこうした政策が取

れなくなることである。もう一つは，関税率の引下げ等国内市場の開放につながる措置の実施により，国内価格より安い海外の穀物及び品質のよい農産物の輸入が増加すると思われることである。これは比較優位性が急速に低下している中国農業に，価格支持による農業生産の維持と農工間格差の縮小という道の閉鎖，農産物輸入増による失業の増大，農工間の格差の更なる拡大というダブルパンチを加えることになり，短期的に中国農業の調整コストを高める可能性がある。

しかし，観点を変えて，過大な農村人口を保護することは現在の中国の経済及び財政力から考えるともともと無理がある。現実にも99年から中国は農産物の価格支持政策を部分的に調整するようになった。要するに，中国の農業はWTOに加盟するか否かと関係なく，近年実施した価格支持政策に頼らず，生産コストの引下げによって生産性の向上を求めていかざるをえない。

また，農産物貿易に関しては，資源賦存及び持続的発展の観点から一定量の穀物を国際市場から輸入することは決して悪いことではない。ある程度の穀物が輸入されると国内価格の上昇が抑えられ，労働集約型の輸出工業化が欠かせない中国に賃金上昇の抑制等メリットをもたらすことになる。問題は，国際穀物の供給力からも国民の食糧安全保障からも，その絶対的な部分は長期的にも国内に依存せざるをえないことである。

これは人口大国である中国の宿命であり，その達成には許容される高関税と輸入数量制限の下で時間を稼ぎ，余剰労働力の農外移出につながる小都市建設の加速や，労働集約的産業及び比較優位のある農産物の育成，農業生産技術の開発等に一刻も怠らず，重ねて努力することが求められる。

＜主要参考資料＞

・徐逢賢，唐晨光，程国強編著『中国農業扶助与保護――実戦・理論・対策』首都経済貿易大学出版社，1999年
・本間正義『農業問題の政治経済学』日本経済新聞社，1995年
・速水佑次郎『農業経済論』岩波書店，1986年
・山内良一『農業保護の理論と政策』ミネルヴァ書房，1997年
・紙谷貢『農業保護と農産物貿易問題』是永東彦編，農業総合研究所，1985年
・潘盛洲『中国農業保護問題研究』中国農業出版社，1999年

（阮　蔚・リャンウェイ）

11年度第２回農協信用事業動向調査結果

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」という）は，全国500弱の資金観測農協の協力を得て，年２回実施しているアンケート調査である。本調査は，農林中金総合研究所がまとめている農協残高試算表等からは読み取りがたい，①信用事業の動向や背景，および，②信用事業部門を含むその経営収支動向を把握するとともに，③今後の推進企画等に必要な資料を得ること，を目的としている。

このほど，平成11年10月に実施した11年度第２回調査のとりまとめを行ったので，その概要を紹介する。今回の調査では，農協利用者の意識・金融行動や市町村との貯貸金取引，有価証券運用等に関する質問を設けた。

１．対象農協の概要

動向調査の対象となった農協は，平成11年10月現在で，全国の信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた451組合であり，そのうちの418組合から回答が得られた。集計率は92.7%であった。

集計農協の１組合当たり平均の貯金残高，貸出金残高は，全農協平均のいずれも1.8倍，また有価証券・金銭の信託残高は1.9倍となっており，集計農協は，やや規模の大きな農協が多い（第１表）。

調査時点の資金動向を農協残高試算表でみると，貯金の前年比伸び率は10年12月から11年10月まで緩やかに上昇，一方貸出金の伸び率は緩やかな低下が続いていた（第１図）。預け金の伸び率は，11年７月ごろからほぼ横ばい，有価証券・金銭の信託は変動が大きいが，調査時点では前年比減という

第１表　集計農協と全農協との比較（11年９月末）

（単位　百万円，%）

	１農協当たり残高		(A)/(B)	年度間増加率	
	集計農協(A)	全農協(B)		集計農協	全農協
貯金	78,146	44,064	1.8	1.9	1.8
貸出金	24,863	13,938	1.8	1.9	1.3
有価証券・金銭の信託	5,345	2,745	1.9	△0.9	△1.8
貯貸率	31.8	31.6	－	－	－

第1図　農協主要勘定の前年比伸び率

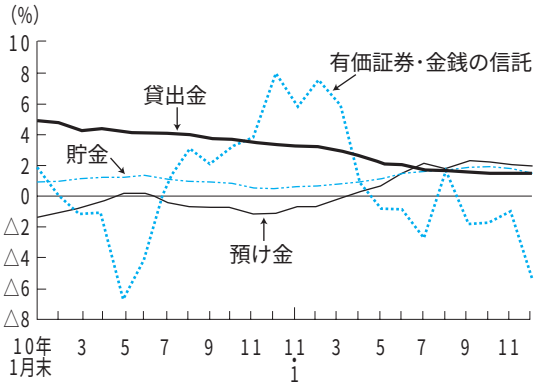

(注)　貸出金は，共済貸付金，公庫貸付金，金融機関貸付金を除く。

状況であった。

全国計と集計対象農協の主要勘定の動向を比較すると，有価証券・金銭の信託の伸び率に若干格差はあるが，資金のおおまかな動きは同様の傾向を示している（同表）。

2．農協利用者の意識

(1)　農協の信用事業を利用する理由

農協利用者は，農協の信用事業を利用する理由としてどのような要因を重視しているのだろうか。農協の側からみて，利用者が重視していると思われる点について，重視している順に三つまで選択してもらった。

農協の信用事業を利用する理由の第１位として最も多く挙げられたのは,「総合事業性」（44.0%）であり，次いで「店舗の立地のよさ」（23.3%),「渉外担当者が訪問すること」（9.1%）であった。

第１位から第３位までを単純に合計した出現率をみると，「総合事業性」を挙げる農協が76.4%を占め，以下「店舗の立地のよさ」（48.3%),「渉外担当者が訪問すること」(36.5%),「年金友の会などの活動」(29.6%）が続いた（第２表)。「年金友の会などの活動」に関しては，第１位として挙げられる割合は低いが，第２位，第３位として挙げられる割合が高かった。

回答状況を地帯別(注)にみると，特定市においては，「渉外担当者が訪問すること」が最も多く選択された。他の地帯に比べて選択割合の高さが際立っている。逆に，特定市では「総合事業性」が選択される割合は相対的に低かった。

第2表　信用事業を利用する理由（1～3位までの合計）

（単位　組合，%）

		回答組合数	総合事業性	店舗の立地のよさ	渉外担当者が訪問すること	年金友の会などの活動	店舗数の多さ	経営内容	土地・税金等に関する相談能力	貯金金利の高さ	貸出金利の低さ	景品・懸賞金	情報提供サービス	営業時間の長さ	業務処理の迅速さ
合計		416	76.4	48.3	36.5	29.6	23.3	22.6	11.3	10.3	9.6	8.2	7.5	4.3	2.6
地帯	特定市	53	52.8	39.6	69.8	22.6	9.4	32.1	30.2	9.4	5.7	18.9	1.9	1.9	－
	中核都市	48	79.2	35.4	29.2	27.1	12.5	29.2	29.2	16.7	12.5	8.3	6.3	2.1	2.1
	都市的農村	167	77.7	52.4	36.1	30.1	30.1	21.1	6.6	7.8	7.8	6.6	7.8	1.8	4.2
	農村	92	83.7	51.1	32.6	27.2	28.3	18.5	3.3	10.9	13.0	5.4	6.5	7.6	2.2
	過疎地域	56	80.4	50.0	19.6	41.1	16.1	19.6	5.4	12.5	10.7	7.1	14.3	10.7	1.8

(注)　▭は上位３位までの回答。

一方，過疎地域では，「年金友の会などの活動」が３番目に多く挙げられており，「渉外担当者が訪問すること」を上回った。

以上の結果からは，地域差はみられるものの，信用事業以外の事業を総合的に行っていること，利用者の身近に店舗があること，渉外担当者が利用者の自宅を訪問すること，年金友の会などの活動を行っていることを利用者が重視している，と農協では考えていることが分かる。言い換えれば，これらは他の金融機関と比較した場合の農協の強みであるといえる。選択割合の高い総合事業性については，他業態にはない，農協独自の特性であるが，これを極めて重要な要因と見ていることが分かった。

（注） 地帯区分とは，農中総研が以下の基準により区分を行ったもの。

特定市	「特定市街化区域農地」を有する市「特定市街化区域農地」とは「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化をともなう宅地化促進臨時処置法」第２条により規定される農地＝宅地並課税が適用される農地
中核都市	特定市以外で，県庁所在地または人口が20万人以上の市
都市的農村	特定市，中核都市，過疎地域以外で，人口が３万人以上20万人未満の市町村
農村	特定市，中核都市，過疎地域以外で，人口が３万人未満の市町村
過疎地域	「過疎地域活性化特別処置法」の適用をうける市町村

(2) 利用を増やしたい取引経路

上述のとおり，農協の強みとして渉外担当者が訪問することを挙げる農協が多いが，今後利用が増えそうな取引経路（デリバリーチャネル）としても，渉外担当者を挙げる割合が高い。

農協の側からみて，利用者が今後利用を増やすと思われる取引経路を質問したところ（１つ選択），最も多く挙げられたのは「渉外担当者」（55.1%），次いで「CD・ATM」（23.9%），「店舗」（15.0%）であった（第３表）。

地帯別には，やはり特定市で「渉外担当者」を挙げる割合が相対的に高く，先の回答もあわせると，特定市では渉外担当者が利用者にとって重要な取引経路である様子がうかがわれる。

先にみた信用事業を利用する理由として

第3表　信用事業利用者が利用を増やしたい取引経路

（単位　組合，%）

		回答組合数	渉外担当者	CD・ATM	店舗	電話	インターネット	その他
合計		414	55.1	23.9	15.0	2.9	1.9	1.2
地帯	特定市	53	60.4	24.5	9.4	1.9	3.8	0.0
	中核都市	48	56.3	29.2	10.4	0.0	2.1	2.1
	都市的農村	166	54.5	21.8	17.0	3.0	2.4	1.2
	農村	91	57.1	19.8	16.5	4.4	0.0	2.2
	過疎地域	56	48.2	32.1	14.3	3.6	1.8	0.0

（注）　は平均値より５ポイント以上高い項目。

第4表　信用事業を利用する理由と今後利用を増やしたい取引経路

（単位　組合，%）

		回答組合数	渉外担当者	CD・ATM	店舗	電話	インターネット
合計		414	55.1	23.9	15.0	2.9	1.9
利用の理由	総合事業性	317	52.1	27.4	15.5	2.8	0.9
	店舗の立地のよさ	199	48.7	27.1	20.6	1.0	2.0
	渉外担当者が訪問すること	151	68.2	19.2	8.6	1.3	2.6
	年金友の会などの活動	122	53.3	26.2	13.9	3.3	1.6
	店舗数の多さ	96	53.1	25.0	16.7	4.2	0.0

（注）1．信用事業を利用する理由の1～3位までの合計でみた上位5項目とのクロス集計。
2．　は平均値より５ポイント以上高い項目。

挙げられたものと，利用が増えそうな取引経路をクロス集計すると(第４表)，「渉外担当者が訪問すること」を利用理由として挙げた農協では，取引経路として「渉外担当者」を選択する割合が相対的に高い。また，「店舗の立地のよさ」を挙げた農協では，利用が増えそうな取引経路として「店舗」を選択する割合が他の理由を挙げた農協に比べて高い。

最近では，電話やインターネットを通じた金融取引，いわゆるテレフォンバンキングやインターネットバンキングを導入する金融機関が増えている。農協の利用者に関して，今後利用が増えそうな取引経路として「電話」や「インターネット」を選択する農協はまだ少ないが，現在これらを通じた取引を農協はあまり行っておらず，ニーズが顕在化しにくい可能性があるとも考えられる。電話やインターネットを通じた金融取引がより一般化すれば，農協利用者の関心が高まることも考えられよう。

(3)　リスク商品の利用意向

ビッグバンの進展により，投資信託等のリスク商品が以前よりも身近になりつつあるが，農協利用者の利用意向はどの程度あるのだろうか。５年後には，農協利用者のリスク商品の利用がどのように変化するかについて質問した。

その結果によると，68.0%の農協が，今後利用者のリスク商品の利用は「増える」，28.1%が「全く分からない」，3.8%が「減る」と回答した（第２図)。現状では，農協利用者はそれほどリスク商品を利用してい

第2図　利用者の今後のリスク商品の利用意向

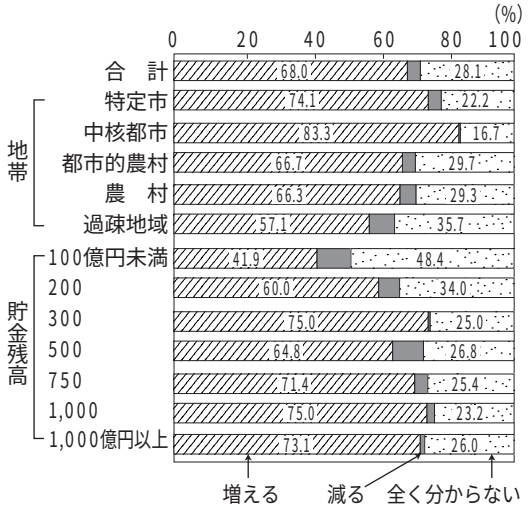

第5表　利用者のリスク商品の利用が増える理由

（単位　組合，%）

		回答組合数	魅力がない金利で預貯金に	関心も高いが上げられ利ス等で用者の	扱えるかリスク商品から金融機関を取り増	生活するのかと思ペイオフシフトで預貯金が発	導入するかが確定予拠出型年金されて	せるかが多にす問題農協リスク商品わ	相場と株式が上がる
合計		283	74.6	65.4	60.8	49.8	14.8	11.7	3.5
地帯	特定市	40	67.5	65.0	67.5	45.0	17.5	15.0	―
	中核都市	40	82.5	75.0	60.0	57.5	7.5	12.5	7.5
	都市的農村	110	73.6	65.5	63.6	49.1	17.3	7.3	2.7
	農村	61	72.1	60.7	59.0	42.6	14.8	14.8	3.3
	過疎地域	32	81.3	62.5	46.9	62.5	12.5	15.6	6.3
貯金残高	100億円未満	12	66.7	83.3	50.0	58.3	―	16.7	―
	200	30	83.3	66.7	50.0	53.3	3.3	3.3	13.3
	300	30	80.0	66.7	70.0	36.7	13.3	10.0	―
	500	46	76.1	63.0	50.0	52.2	10.9	6.5	6.5
	750	45	66.7	64.4	62.2	55.6	20.0	11.1	2.2
	1,000	42	71.4	54.8	64.3	38.1	16.7	14.3	2.4
	1,000億円以上	76	75.0	68.4	67.1	53.9	21.1	17.1	1.3

（注）　は選択割合が最も高い項目。

ないとみられており，増加を見込む農協が多いと考えられる。

地帯別には，中核都市（83.3%），特定市（74.1%）では「増える」を選択する割合が相対的に高かった。一方，過疎地域では，「増える」の割合は57.1%と相対的に低く，「全く分からない」の割合が35.7%と他の地帯に比べて高かった。

また，貯金残高別には，貯金残高100億円未満の農協では「全く分からない」と回答する農協が48.4%を占め，「増える」の41.9%を上回った。

リスク商品の利用が「増える」と回答した農協に，そう考える理由を挙げてもらったが（複数回答可能），74.6%の農協が「低金利で預貯金に魅力がない」を挙げた（第５表）。次いで，「マスコミ等に取り上げられ利用者の関心も高い」（65.4%），「リスク商品を取り扱う金融機関が増えるから」（60.8%）が多かった。

地帯別には，特定市で「リスク商品を取り扱う金融機関が増えるから」を選択する農協の割合が高く，投資信託の販売を行う金融機関が増えたこと等がその背景になったとも考えられる。一方，過疎地域では，「リスク商品を取り扱う金融機関が増えるから」を選択する農協の割合は低かった。

上記の結果からみると，低金利で預貯金に魅力を感じないことが，リスク商品の利用につながる可能性があると考える農協が多いことが分かる。こうした金利面での要因と，ビッグバンの進展によりリスク商品を取り扱う金融機関が増加すること，またマスコミでこうした商品が取り上げられる機会が増えることとが重なって，農協では利用者が今後リスク商品の利用を増やすと予想していると考えられる。

３．市町村との貯貸金取引

農協の貯貸金取引のなかで，伸び率が非常に高かったのが市町村の資金である。集計対象農協の11年9月末における市町村の貯金の前年比伸び率は16.7%と，３月末から11.9ポイント上昇した。貸出金に関しては11年3月末からは8.6ポイント低下したものの，伸び率は8.8%と依然として高い水準であった。

このような市町村の貯貸金の動きの背景を把握するため，最近１年間の残高の増減要因について質問した。

市町村の貯金残高については，回答のあった358組合のうち，218組合（60.9%）が「増加した」と回答した。その理由としては「農協の調達姿勢」（52.8%），「市町村の歳入

第3図　市町村貯金残高の増減要因（最近１年間）

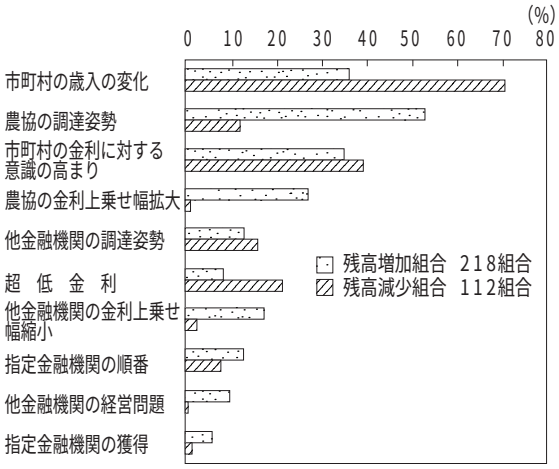

の変化」(35.8%),「市町村の金利に対する意識の高まり」(34.9%) が多く挙げられた(第３図)。一方,「減少した」と回答した112組合が減少した理由として多く挙げたのは,「市町村の歳入の変化」(70.5%),「市町村の金利に対する意識の高まり」(39.3%),「超低金利」(21.4%)であった。全体としては，市町村財政が悪化して貯金財源や市町村の預入金利に対する態度が厳しくなるなかで，積極的な調達姿勢の農協を中心に残高が増えたとみられる。

市町村への貸出金の残高については,296組合のうち，134組合（45.3%）が「増加した」と回答しており，その理由としては「農協の貸出姿勢」(53.0%),「農協と他金融機関との金利差」(28.4%),「税収不足」(25.4%),「超低金利」(20.1%) が多く挙げられた（第４図)。

残高が「減少した」と回答した128組合は,「繰上償還」(49.2%),「市町村の財務健全化意識」(38.3%),「農協と他金融機関との金利差」(34.4%) を理由として挙げる割合が高かった。

全体としてみると，市町村の繰上償還や財務健全化といった貸出金圧縮要因があるなかで，積極的な貸出姿勢の農協を中心に残高が増加したものとみられる。また，金利が低いという環境が，市町村の借入に対する需要を促進している様子もうかがわれた。

４．有価証券運用

先にみたように，調査時点では農協の有価証券・金銭の信託の残高は前年比減少が続いていた。こうした動向の要因を把握するために，農協に対して，調査時点における金利水準と運用姿勢について質問した。

その結果,「金利上昇の可能性が高いので残高を増やしにくい」という回答が45.1%を占めた(第５図)。また,「利ざやが薄く残高を増やしにくい」「金利が上昇すれば残高を増やしたい」がそれぞれ25.3%，22.8%を占め，合計すると９割以上の農協が現在

第４図　市町村貸出残高の増減要因（最近１年間）

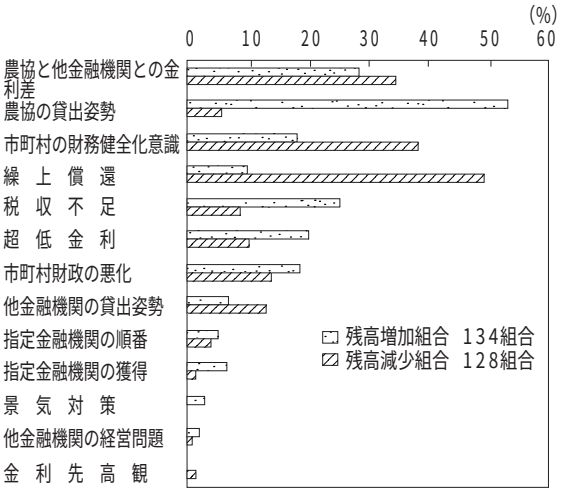

第５図　金利水準と有価証券の運用姿勢

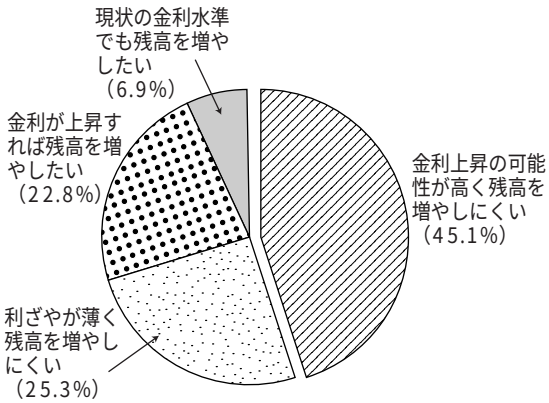

の金利水準では有価証券の残高を増やしにくいと考えていることが分かった。一方，「現状の金利水準でも残高を増やしたい」と回答した農協は，6.9%であった。

こうした金利水準の見方と運用姿勢は，有価証券の残高規模によって若干異なっている。残高の多い農協の方が「金利上昇の可能性が高く残高を増やしにくい」の回答割合が高く，逆に「利ざやが薄く残高を増やしにくい」の回答割合が小さい傾向があった。ただし，いずれの規模においても，「現状の金利水準でも残高を増やしたい」という回答が占める割合はそれほど高くなかった。

以上の回答結果からは，現在の金利環境下では，農協は有価証券運用を積極的に行うことが難しいと考えており，その結果として，農協の有価証券残高は前年比減少が続いていたとみられる。

おわりに

今回の調査では，超低金利という環境が農協利用者の行動にも，あるいは農協の貯貸金取引，有価証券運用にも影響を及ぼしている様子がうかがわれた。超低金利という環境が，長期的には利用者のリスク商品へのニーズにつながるという見方をする農協が多かった。

一方で，金融機関の取引経路（デリバリーチャネル）の多様化は進展しているが，農協では，依然として渉外担当者が重要な役割を果たしていることが分かった。渉外担当者が訪問することは，農協利用者が信用事業を利用する理由としても選択される割合が高く，いわば農協の強みの一つとも考えられている。

ただし，新しい技術を用いた金融取引の形態がより一般化すれば，農協利用者の意識も変化する可能性もないわけではない。外部の環境が変化するなかで，利用者のニーズをいかにくみとるかが，ますます重要となろう。

（重頭ユカリ・しげとうゆかり**）**

外国事情

フランス農政における「経営国土契約」の位置づけをめぐって

―― 農政の「共同管理」から「市民社会的」農業へ ――

須　田　文　明
〈農林水産省農業総合研究所主任研究官〉

目　次

１．はじめに
２．CTEの農政史上の位置
（1）　農業関連法における位置づけ
（2）　職能団体における農政テーマの変遷
３．CTEの具体的展開
（1）　CTEの意義と問題点
（2）　CTEの事例
４．おわりに

〔要　　旨〕

フランス農業大臣はかねてから「経営に関する国土契約」CTEについて，今年末までに５万件の締結を目的とする旨表明していたが，５月11日現在，その数は300ほどにとどまっている。このような契約件数の低迷の背景には，政策手法が画期的であること，またそれに伴う手続きが煩雑であることのほか，現政権と多数派農業団体との関係が決して良好とはいえないこと等が考えられる。

しかし，こうした事情はCTEの意義を決して減じるものではない。構造政策による生産性向上を通じた農業所得向上から，契約化を通じた農業の多面的機能への報酬へと至る農政の方向性は，もはや不可逆的な傾向を示していると考えられるのである。

同時にこうした農政の変容は，支配的な職能団体と国との「共同管理」による農政の策定手法が疑問視され，消費者団体や環境団体等に開かれた「市民社会的」農政への転換を示しているのである。

１．はじめに

フランスの新農業基本法のかなめをなす「経営に関する国土契約」（CTE：Contrats Territoriaux d'Exploitation）の締結が遅れている。(注1) 契約１件あたりの助成金額をいっそう絞り込んだ今年３月22日付けの農業省通達は，さらに農業団体による取り組みを冷え込ませるかもしれない。もっとも，主要な農業団体は，来年１月にも予定されている農業会議所選挙を控えて，直接支払いのモジュレーション（調整），汚染活動一般課税（環境税）TGAPを中心に政府と対決姿勢を強めているところでもある。また，去る４月21日には，「CTEの父」（農業誌の報道による）Ｂ.エルヴュー氏の自宅が「（モジュレーションによる）新たな強奪」の撤回を求めるウール県農業経営者組合連盟，同県青年農業者連盟の500人のデモ隊に包囲されるなど，CTEについてあまり芳しい話題は聞こえてこない。

それでもWTO農業交渉，またアジェンダ2000で決められた新共通農業政策（CAP）の枠組みにおいて，フランス農政の裁量の余地は極めて限定されているのも事実である。農業省は今年になってすでに２冊のCTE関連パンフレットを発行しているが，就農や条件不利地帯向けに同措置の拡充を図りつつ，当面，広報活動に努めているところである。

（注1）　筆者による農業省担当官からの電子メールを通じた聞き取りによれば５月11日で292件のみ。

２．CTEの農政史上の位置

新農業基本法，とりわけCTEはフランス農業及び農政の変遷においてどのような位置を占めるのであろうか。以下では，農業関連法の規定や農業者団体の定期大会テーマの変遷をたどることでCTEの位置づけを考えたい。国と職能団体の二つの側面からの検討を通じて，生産性向上を追求した構造政策から，国土整備とそのための兼業の承認を経て，多面的機能に対する報酬へと至る農政の展開が確認されるであろう。またそこには，国と支配的職能団体による農政の「共同管理（cogestion）から「市民社会的」（citoyenne）農業への決定的移行が見られるのである。

（1）　農業関連法における位置づけ

1960年の農業基本法以来，フランスでは五つの基本的な法律といくつかの補完法が成立している。(注2)

①60年農業基本法と62年補完法

最初の農業基本法たる60年農業基本法は「農業と他の経済活動とのパリティーの確立」を目的とし，２単位の労働による家族経営を促進するものとされた。また，62年１月のブリュッセル合意に続く共通農業政策発足を契機として，62年補完法は農業構造政策と市場組織化をもっぱらの対象とすることになった。

②80年基本法

同法は60年基本法の目的を踏襲し，経済

発展と雇用における農業の役割を強調した。74年（全国レベルでは76年）の青年農業者助成金（DJA）の発足を受けて，同法では「農村人口を安定させ，国土の均衡した整備に資するような」青年の就農，という考え方が登場している。国土整備概念の登場と，農産物の量的のみならず，質的側面への言及が見られたのも特徴である。

③88年適応法と90年補完法

適応法では企業体entrepriseという語句が登場し，法人形態の促進が謳われ，「有限責任農業経営法人」（EARL）の規定が与えられた。また，同法で農業活動の性格規定が行われ，農業者により行われる生産活動の延長（加工・直販）ないし経営を土台とする活動（ツーリズムなど）も農業とされ，農業活動の多角化が強調されている。また，補完法ではこうした農業活動概念の拡張と，兼業を社会保険制度の整備により促進すべきとされたが，その後あまり具体的な進展は見ていない。

④95年近代化法

同法は「農業の競争力と輸出能力を保証し，環境保全を遵守しつつ，国土の振興および農村空間の経済的・社会的均衡に資するべく，農業生産性を向上させること」を目的としている。また，92年CAP改革以降の輸出志向型農業の決定的導入とあわせて，「市場に向けた企業としての農業を振興する必要性」を主張しながらも，「農村空間の整備と維持」を強調した。もっとも，「農村環境を振興する多様な経済部門間での競争原則を遵守した兼業の振興」という表現に見られるように，農村の他の中小企業や宿泊業者などとの軋轢（あつれき）にも配慮している。

このように，同法が「経済および国民の国土的・社会的均衡のために不可欠な活動」としての農業の役割を強調する背景には，同年成立の「国土振興・整備基本法」（パスクワ法）が「農村空間管理基金」（FGER）を制定したことと関連していた。(注3)

⑤99年農業基本法とCTEの導入

同法では，農政が「持続的発展のための国土振興」に資することで，農業の「経済的・環境的・社会的」な機能が承認される。この法律は，農業者と社会との間の契約化された新しい関係の確立を促進し，市場によっては報酬を与えられない農業の多面的機能を助成することを目的とし，CTEがその手段をなす。またCTE締結に際しては，経済・雇用側面と国土・環境的側面という二つの取り組みが義務付けられることで，経営システムのグローバルな性格が強調されている。なお農業活動の規定としても88年法が踏襲されているが，他省庁からのクレーム，農村の他の中小企業，ツーリズム業者からの要求もあり，当初予定されていた兼業のいっそうの促進措置の導入は見送られることになった。

また，従来の農業法との関連で言えば，就農のみならず農業における被賃金雇用の役割が強調されているのも特徴である。

（注2） 以下は，主としてH.SAVY（1999）の整理を参考とした。“L'activite agricole，les fonctions de l'agiriculture et le modele d'exploitation"，Pour,no.164.1999

（注3） 同基金が「持続的発展計画」PDDと並んで

CTEの先駆けの一つとなったことについては，拙稿「フランス農業基本法案に見る農政の展開」『農林金融』1999年２月号を参照。

(2) 職能団体における農政テーマの変遷

以上のような99年新農業基本法およびCTEに至る農業関連法の展開は，職能団体による農政への要求とどのように関連しているであろうか。フランス最大の農業者団体である「全国農業経営者組合連盟」(FNSEA）の定期大会テーマの変遷を中心に考察[注4]しよう。

農業省のG.ポワリエ氏は，フランス農業の三段階として，「より多く生産すること」（ローマ条約締結以降，統一市場確立期に対応），「より少なく生産すること」（保証限度数量制（82年），牛乳クォータ（84年），休耕措置（88年）の導入に対応），「より良く生産すること」（農業環境措置等の導入）をそれぞれの目的とする段階があったことを指摘しているが[注5]，この農業者団体の大会テーマは，重複する側面を持ちながらも，この三つの段階の存在を示しているといえよう。

a．輸出の使命から兼業の承認へ

86年のFNSEA第40回大会では，「すべてのフランス農民は輸出を担う」というテーマの下で，「輸出の緊要性と販路の拡大」が強調され，その翌年の大会でも「第三世界へのマーシャルプラン」として，フランス農業の輸出志向が正当化されている。この時期までは，「より多く生産すること」がまだ最重要視されていたことがわかる。もっとも現在でも，輸出補助金の存続と関連づけてFNSEAは常に輸出の使命を強調しているし，99年農業基本法においてさえも，「輸出能力の強化」が農政の目的の一つとされてはいる。

しかし，88年の第42回大会でFNSEAは，過剰生産危機の下での農政の様々な方向性を検討することになった。「供給量の管理」と「生産者の間，州の間での生産の均衡した配分」が強調されることになったのである。さらに89年大会では，初めて農業の多面的機能への言及が見られた。しかし，そこでの焦点は農業者の兼業問題であった。つまり上述の88年適応法による農業活動の新たな定義にしたがって，連盟は，「（経営での）こうした補完的な活動を発展させるような法律，社会保険制度，税制を実施することで，この定義の利点を実現すること」を呼びかけたのである。

b．環境・国土テーマの登場

さて85年より，欧州レベルでは農業――環境関連の規則797－85（いわゆる19条）が導入され，イギリスなどではそれなりの成果を収めていたものの，フランスでの農業における環境的取り組みは，90年前後になってはじめて見られた。こうして90年大会になってやっと，「国民との契約における」経済と環境という二つの挑戦を提起したのである。こうした取り組みの遅れは政治学者デュクロによれば，次のような要因に起因する[注6]。すなわち，71年の環境省の設

置により，環境問題への取り組みがこの省に囲い込まれるという逆効果を生み，他の省庁による当該問題への取り組みが遅れた。また農業省は，環境省に対して農業者の防波堤役を引き受けてきたので農業者への「告発」をためらった。またこうした傾向は，60年代以降進んだ農業団体と農業省との農政の「共同管理」によりとりわけ強化されることになったという。

ところで90年２月に，ラロンド環境大臣（当時）が「汚染者負担原則」による環境税として窒素税を提案した際，FNSEAは即座に反応した。２月21日付けのそのプレス発表は，指摘されるような汚染は気候条件によるものであって農業者だけの罪に帰せられない，というものであった。また３月８日には，当時のFNSEA会長ラコンブと環境大臣との会談がもたれている。ここには，農業者が汚染者と見なされることをなんとしても回避したい，という姿勢が見られる。こうした背景の下で90年大会は，「農業者は環境の第一の保護者である。環境とは，生態学的側面に制限されるべきではない」とした。またFNSEA機関誌では「ラロンド環境大臣やメディアによる環境破壊者としての農業者という告発に対し，われわれは，農業者なしには，農村は茨と蛇だけが存在する地域になってしまうと言いたい」[注7]とある。こうして，力点は環境の生態学的側面よりもむしろ国土整備へと移行し，農業者により活用，整備されていない自然の荒廃（耕作放棄）が強調されることになった。もっとも，狭義での環境保全への取り組みが農業団体によってまったくなされてこなかったわけではない。84年以降，農業省と環境省により「窒素による水質汚染削減委員会」CORPENを通じてなされた取り組み，ブルターニュ諸県の農業会議所による「ブルターニュのきれいな水」キャンペーンへの取り組み等については，農業団体も機会あるごとに取り上げている。

このような背景において92年大会は，「農業経営の目的そのものが変化し，多様化しつつあり，そこから多面的な機能を有する農業経営という考え方が登場している」とし，農業への公的助成は食料安保と「社会へのサービスの対価」として正当化されることを強調した。こうしてその後の定期大会では常に農業の多面的機能が強調されることになったのである。

c．「市民社会的」農業

91年９月29日の「フランス国土の日曜日」キャンペーン[注8]の成功以来，FNSEAは他の社会層・グループとの積極的な提携を模索するようになった。その同盟対象も当初は農村の他の住民であり，92年大会では「地域の共同プロジェクトを実施するための同盟を結び，農村世界の圧力団体を構成すること」を訴えたが，96年の50回大会になると，これまでの国と農業団体との農政の共同管理の成果を認めながらも，他の職業団体や消費者団体とのパートナーシップの確立が必要とし，「96年以降，われわれの組合運動は市民社会的citoyenneになる」とした。

こうした傾向は，99年夏に，対立する農民連盟による「マクドナルド」襲撃とその反WTOキャンペーンが広範な世論の関心を呼んだことによりいっそう拍車をかけられた。99年秋にはWTOシアトル交渉をめぐって，FNSEAと主要な労働団体，消費者団体とによる共同コミュニケの発表が幾度となく見られたのである。ちなみに98年に出版されたFNSEA会長の著書の副題は「農業者と消費者との同盟のために」であり，「持続的で市民社会的な農業」への期待が表明されている(注9)。なお，2000年３月のFNSEA定期大会では，大臣が対立組合の農民連盟を利するためにFNSEAをないがしろにした，として批判された。また，会長は，大臣が「共同管理」を（ドイツ占領下の）「翼賛農民組合」と関連づけたことに反発し，現政権が「協調」，さらには「たんに意見を聞くだけ」の役割しかFNSEAに与えていないと批判した(注10)。このように「市民社会的」農業とは社会民主主義的政権と農業団体との冷めた関係の表現でもある。

（注4） 以下の定期大会の概要は FNSEA ホームページから引用した。

（注5） G.Poirier，"Du plan de developpement durable au CTE",Pour,ibid.

（注6） D. Duclos，"Les organisations professionnelles agricoles et l'environnement"in Ecologie et Politique，no.23.,1998

（注7） Information Agricole， no.633.，1991

（注8） このキャンペーンにおいて「社会の均衡の要素としての農村の登場」が強調され，「長い間，農村と農業は同一視されてきたが，もはやこれは妥当しない」とされた（FNSEAホームページより）。

（注9） ：L.Guyau，La Terre，les paysans et notre alimentation; Pour une aliance agriculteurs/consommateurs . Paris , Cherche Midi,1998.p.36

（注10） La France Agricole，31 mars 2000.

３．CTEのの具体的展開

(1) CTEの意義と問題点

a．CTEの意義

上述のように，CTEは農政史を通じて徐々に承認されてきた農業の多面的機能に報酬を与えるものとして構想され，CTEの助成項目は欧州農村振興規則に対応している（第１表）。また92年のCAP改革は過剰な価格支持と直接支払いを通じて，いっそうの規模拡大と経営集中を促し，就農費用を高め(注11)，したがって就農数の減少をもたらすという否定的効果を持っていたが，CTEはこうした効果の緩和を期待されているのである。

ところで「市民社会的」という概念が昨今の農政のキー概念になりつつあり，それは農政の「近代化」という考え方と対を成している。新基本法で導入されたCTEはこのような背景において理解されなければならず，同じく基本法により，従来，主流派の農業団体と行政のみからなる「県農業方向付け委員会」（CDOA）の構成員が少数派農業団体や環境保護団体，消費者団体に拡大されたことからもうかがわれるように，従来型のネオ・コーポラティズム的な農政の策定手法がほころびを見せ始めているとも考えられるのである。

ところでCTEの構想に大きな貢献をなしたエルヴューによれば，現在，「農政の目

第1表　CTEと欧州農村振興規則（1257／99）の対応表

	欧州農村振興規則	CTE事業の性格	CTE事業の目的	CTEへの国の介入内容
経済・雇用側面	４条：経営投資	・物質的／非物質的（コンサルタント）投資	・生産コスト削減 ・生産の改善，再編 ・品質改善 ・環境保全 ・衛生条件改善 ・動物愛護 ・活動の多様化 ・経営計画作成	介入の最大限度 ・当該支出の30%（青年の場合，35%） ・条件不利地帯で40%（青年の場合，45%） 雇用の純増，集団的取り組みのある場合，10%増額（契約期間中，総額10万フランを上限）
	33条：高品質産品の販売	・物質的／非物質的（コンサルタント）投資 ・計画開始／変更への助成	・グループ販売事業 ・農場での直販	
	33条：活動の多様化	・計画の開始，作成の助成	・環境，ツーリズム，農村でのサービス活動	
	30条-2：森林投資	・アグロフォレストリー振興投資，間伐	・経営の森林資源の活用	
	31条-1：農地への植林	・植林と最初３年間の管理	・農地の植林	
	10条：早期引退	・経営委譲者への奨励金	・経営移譲の促進	７万フラン（山岳75000フラン）を上限
国土・環境側面	12～24条：農業環境措置	・超過経費，所得損失の補償の年次奨励金	・環境保全のための耕作実践と国土維持	逓減的に算定される上限付き年次奨励金
	32条：農業による防火帯の維持	・超過経費，所得損失の補償の年次奨励金	・農業空間の維持管理による山火事防止	農業環境措置を除く上限付き年次奨励金
	33条：農村文化遺産の保全	・当該遺産の保全のための支出への助成	・経営の建物，非建造物，外周部の維持	以下の介入上限率 ・当該支出の30%（青年の場合35%） ・条件不利地帯で40%（青年で45%） 雇用純増，集団的取り組みのある場合，10%を上限とする増額
	33条：農業用の水資源の管理	・水資源の使用を制限するための維持管理への助成 ・超過経費，所得損失への助成	・耕作実践 ・水管理の改善	
	33条：環境保全と動物愛護	・投資的性格を持たない支出への助成	・コンサルタント ・農業実践の改善	

出典　D. PELISSIE（1999）

的は生産ないし競争力の向上ではない。こうした目標を達成するためであれば，現在の耕地面積の３分の１に，15万人（現在70万人弱）の農業者がいるだけで十分である」という(注12)。農業大臣はかねてからCTEが，中小規模経営，困難に陥った生産部門（野菜や果樹，養豚，羊など），漸進的就農（新規参入や他の職業を経た後での就農）を特に対象とする旨述べているが，CTEが促進するとされる多角化戦略，ニッチ部門は，その性格上すべての経営者が取り組むのは非現実的であるばかりか得策でもない。そうであるとすれば，CTEは潜在的に少数の農業者にしかかかわらないかもしれない。しかし，農業省担当官も指摘するように，2000～2006年で年31億5000万フラン〈1フラン＝約20円〉（半分は欧州から）のCTE予算は少額ではあれ，ある層の経営にとっては重要な位置を占める。というのも現在農業経営の20%が直接助成の３分の２を受給し，30%の中小経営は７%のみ（35億フラン）しか受給していないからであり，後者にとってCTEの契約は重要であろう(注13)。

b．CTE のいくつかの問題点

さて, CTE の実施をめぐるいくつかの困難を指摘しておこう。まず雇用・就農促進については,「CTE により, 消滅の危機にある経営の救済が可能となる」という意見がある一方で[注14],「雇用促進機能は CTE 全体の帰結であり，特別の助成措置を必要としない。非生産的な農業就業を人工的に補助すべきではなく，これは隠蔽された失業である」[注15]という見方もある。他方で,「全国青年農業者センター」(CNJA)は，新規参入支援策として CTE に新たな措置が予定されていることに対し，就農それ自体が国土的側面を有しており，この新たな措置については環境・国土的側面の義務付けを免除するように要求している。

また,「汚染者負担原則」(PPP)との関連でも CTE の位置付けに困難がある。つまり汚染者負担原則は汚染の除去に公的助成を付与しないとするものであるが，例えば投入の削減,「適切な農業実践の遵守」などはそれだけでは助成の対象となるべきではなく，CTE 取り組みに係る「超過コスト」ないし「所得の損失」について厳密に正当化されなければならない[注16]。今後, PPP 原則に基づいた環境税として，農薬などへの課税がなされることになるが，それとの対比で,「(環境サービス)提供者が支払われる原則」に厳格に基づかなければ，CTE 助成は補助金のばらまきに陥る危険性をはらむことになる。

また，多くの担当者が指摘していたことであるが, CTE のレント化の懸念も拭い去れない。例えば，これまで多くの県レベルの職能団体や行政は当初，農業大臣に表明されていた１件あたり１万5000フランを大きく超えないように，県独自の契約の平均額を設定していたが，しばしばこれを大きく超える額の契約が見られたのである。こうした疑問を受けて, 農業省は新たな通達（３月22日）を交付した。これは「ある県では１件につき８万フランのCTE，別の県では60万フランのCTEがあるようなことを回避する」ために，13万7500フラン～16万5000フラン（５年間）に助成金が収まるように規定している。この金額を超える場合は，当該の経営計画，地域の重要性に照らして厳格に正当化されなければならないとする。また，この通達は，すでに承認されたCTEは，たとえ欧州委員会の認可が受けられない場合でも，フランスの予算から全額助成されるとしている。

（注11） 例えば，就農助成の受給要件は，就農後３年間で達成すべき予測上の可処分所得を規定しているが，オートガロンヌ県では，この額は94年で６万2641フランであったのが，97年には９万3300フランになっている。 Rappo'rt d'Activité, ADASEA，1997.

（注12） ：B．Hervieu ,"Le CTE , pour quelle agriculture",Pour,no.164,1999.

（注13） D．Pelisse， "Presentation du CTE" Pour,ibid.

（注14） ：Hervieu,ibid.

（注15） ：Ph．Le Goffe， L-P．Mahe，P．Dauce ,"Incitation a la multifonctionnalite de l'agriculture",Pour,ibid.

（注16） 筆者は，CTEの国土・環境的取り組み（ローテーションへの追加的作物の導入）への助成額の算定に関する未公表の農業省作業資料（2000年２月付け）を入手する機会があったが，最近公表された文書では，面積当たり助成金額が半減された上，当初存在していた20%の額の追加的インセンティブ奨励金部分が削除されていた。こ

のように，CTEの助成は金額的にも基準についてもきわめて厳格化されるようになっている。

(2) CTEの事例

a．県での取り組み

上述のようなCTEの具体的事例として，ここではロワール・アトランティック県での取り組みを紹介しよう。この県はフランス有数の畜産県であり，乳牛を中心に集約的生産が進んでおり，「県持続的農業憲章」が農業団体と行政との間で取り決められているところである。この県では第２表に見られるように，都市近郊・沿岸〔都市化による農地圧力への対策〕，脆弱地帯〔湿地帯等〕，専門特化〔集約的家畜飼養〕，作物家畜複合の四つの契約タイプが作成されており，雇用の維持・促進と水質保全がすべての契約にとって共通に義務付けられている。

CTEの進め方には，集団的側面と個人的側面があり，集団的取り組みとしては，当該の地帯ないし部門での契約タイプの作成を目的とし，個人的取り組みとしては，経営者が自らの経営の診断を通じて，こうした契約タイプに合った契約内容を選択することになる（第１図）。また個人的取り組みにおいては，経営者は３日間の集団研修を受け，その中で経営診断書を作成することになる。その手続きは，この県で行われている10日間の就農事前研修SPIを踏襲している。そこでは就農後３年間で達成すべき所得が規定の額に収まるように，就農予測調査EPIを作成するのである。また「県農業経営構造整備協会」（ADASEA）がCDOAに提出される書類について事前の審査を行い，これについてCDOAの意見を聞いた後，県知事の認可がなされるという手続きも就農助成手続き等を踏襲しており，従来とまったく異なった手続きがとられるわけではない(注17)。

第2表　CTEの契約タイプの事例（ロワール・アトランティック県）

側面	項目	目的	契約タイプ			
			都市近郊・海岸	脆弱地帯	専門特化	作物家畜複合
経済・雇用	雇用	雇用維持・促進	◎	◎	◎	◎
	付加価値	高付加価値化	△	△	△	△
	品質	品質改善 動物愛護 食品の衛生	△	△	△	△
国土・環境	水	水の質的量的管理の改善	◎	◎	◎	◎
	生物多様性	湿地帯での多様性維持	△	○	△	△
	景観 文化遺産	景観保全 建造物遺産	○	△	△	△

資料　ADASEA
（注）◎すべてのCTEに義務づけられる措置
○所与の契約タイプについてすべてに義務づけられる措置
△オプション

第1図　CTE実施の主な段階（ロワール・アトランティック県）

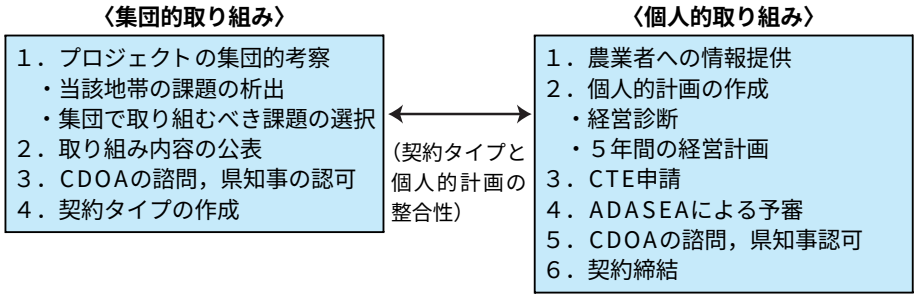

グレス農業法人（GAEC du GRES）のCTEの取り決め

1．経済雇用側面：5年で1万7500ﾌﾗﾝ（投資の35%）

①新規組合員の探索を契約化（父の引退との交代）。GAECでの人間関係，訓練への助成。就農総覧（後継者のいない経営や新規組合員を求める経営と，就農希望者との仲介のためのリスト）への登録。父の引退準備での就農診断調査。GAECでの2.5労働単位の維持（1万3000ﾌﾗﾝと算定される投資に対し4500ﾌﾗﾝの助成）。

②雌牛飼養（契約に含まれるが，助成なし）。

③永年草地の面積拡大による粗放化。地片をアクセス可能に（道を造り，砂利石の敷設，7700ﾌﾗﾝの助成）。

④品質行動（アグリコンフィアンス：ISO9000シリーズに基づくトレーサビリティーシステムで，協同組合と農場とで取り組まれる）への参加で費やされる超過時間の補償（4500ﾌﾗﾝに対し1680ﾌﾗﾝの助成）。

⑤家畜の世話についての欧州規格への適合（病舎の設置，1万ﾌﾗﾝに対し3500ﾌﾗﾝの助成）。

2．環境的取り組み：14万4000ﾌﾗﾝ，これに投資の35～40%として3万2000ﾌﾗﾝ

①植物防除剤の小屋の設置（2500ﾌﾗﾝ）。

②景観統合の調査（建物，農場周辺部2000ﾌﾗﾝ）。

③環境的な良好な実践（34haの耕種作物について窒素化学肥料の20%削減に対して，1ha当たり600ﾌﾗﾝ〈年間，2万400ﾌﾗﾝ〉）。

④耕種作物34haでの植物防除剤の地片ごとの診断とフォロー（1ha，年間50ﾌﾗﾝの助成）。

⑤400mの生け垣植栽（2000ﾌﾗﾝの助成），1600mの生け垣の維持（2000ﾌﾗﾝの助成）。

⑥その他

b．具体例

さて，次に具体的な契約例を紹介しよう。グレスの法人（GAEC du GRES）はC氏とT氏の二つの経営からなる。97年のT氏の引退とC氏の息子の99年の就農を契機に，この法人はCTEの締結をすることになった。息子の就農予測調査EPIでは「乳牛飼養の粗放化」をテーマに，耕種面積を削減しクローバーの植栽を行うというものであった。息子の就農予測調査を契機に法人全体がCTEの取り組みに引き寄せられた。C氏もやがて引退する予定で，18か月以内に家族枠組み以外での組合員を探索しなければならない。このCTEの助成額全体としては19万2000ﾌﾗﾝであるが，最初の計画では，38の契約項目で50万ﾌﾗﾝという助成金額が算定されたが，これは15項目にまで削減されることになった[注18]。

（注17） 3月1日のADASEAのMr. J-Y. HENRY，Mme.BRIANDからの聞き取りによる。

（注18） この事例はAgriculture de Groupe no. 299，2000による。

4．おわりに

CTEは実施に際しての困難を多く抱え，またその助成額にしても，多くの経営者をひきつけるほど魅力的なものではなく，「魔法の杖」でないこともはっきりしてきた。また全国青年農業者センター（CNJA）は，CTE手続きの煩雑さを皮肉って，契約に必要な書類を作成するために秘書を雇用するための助成をCTE で規定してはどうか，等としている。しかし，ますます減少する農業補助金というパイの配分の仕方について，いっそうの透明化，国民への説明責任が求められていることを考えると，CTEのたどる農政の方向性はもはや不可逆的なものであるとも考えられるのである。

（すだふみあき）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(57)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(57)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(57)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(58)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(58)
6．農業協同組合　主要勘定……(58)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(60)
8．漁業協同組合　主要勘定……(60)
9．金融機関別預貯金残高……(61)
10．金融機関別貸出金残高……(62)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1995. 3	**29,398,097**	**9,184,140**	**4,820,154**	**8,277,736**	**13,390,552**	**15,433,681**	**6,300,422**	**43,402,391**
1996. 3	**30,925,836**	**9,198,705**	**3,517,981**	**3,824,560**	**16,000,584**	**16,361,369**	**7,456,009**	**43,642,522**
1997. 3	**29,939,085**	**8,893,242**	**5,150,532**	**3,755,212**	**13,457,650**	**16,211,651**	**10,558,346**	**43,982,859**
1998. 3	**27,042,831**	**7,769,852**	**14,367,918**	**5,674,364**	**9,874,730**	**17,135,689**	**16,495,818**	**49,180,601**
1999. 3	**27,694,109**	**7,227,589**	**12,251,267**	**2,550,967**	**12,978,133**	**17,257,422**	**14,386,443**	**47,172,965**
1999. 10	31,925,021	7,172,975	12,293,301	4,106,827	15,155,359	20,312,412	11,816,699	51,391,297
11	31,430,834	7,182,019	12,812,415	4,240,974	14,846,924	20,756,709	11,580,661	51,425,268
12	31,374,112	7,176,948	12,580,272	4,420,941	14,255,538	20,656,449	11,798,404	51,131,332
2000. 1	32,200,296	7,115,140	11,114,889	3,840,890	15,278,511	20,473,221	10,837,703	50,430,325
2	32,190,916	7,045,753	10,691,747	3,125,652	15,088,531	21,821,430	9,892,803	49,928,416
3	32,708,933	6,977,951	8,032,880	2,465,916	14,796,831	20,922,379	9,534,638	47,719,764

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2000 年 3 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	28,274,663	13,693	531,937	71	269,444	-	29,089,808
水産団体	1,135,760	800	49,760	66	13,161	-	1,199,547
森林団体	2,594	-	1,945	30	183	-	4,752
その他出資団体	3,630	-	5,245	-	828	-	9,702
出資団体計	29,416,647	14,493	588,886	167	283,615	-	30,303,808
非出資団体計	514,835	202,996	360,651	209,688	1,113,224	3,730	2,405,125
合計	**29,931,482**	**217,489**	**949,536**	**209,856**	**1,396,839**	**3,730**	**32,708,934**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2000 年 3 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	87,538	499,884	9,126	1	596,549
	開拓団体	2,559	999	-	-	3,558
	水産団体	83,511	58,110	45,147	928	187,696
	森林団体	21,497	25,221	3,475	415	50,608
	その他出資団体	65	9,984	170	-	10,219
	出資団体小計	195,171	594,198	57,918	1,344	848,630
	その他系統団体等小計	341,665	52,613	190,747	1,255	586,280
	計	536,836	646,811	248,665	2,599	1,434,910
関連産業		2,966,091	433,792	3,123,307	115,828	6,639,019
その他		2,827,501	9,933,301	87,649	-	12,848,450
合計		**6,330,428**	**11,013,904**	**3,459,621**	**118,427**	**20,922,379**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
1999. 10	2,281,733	29,643,288	31,925,021	-	7,172,975
11	2,273,529	29,157,305	31,430,834	-	7,182,019
12	2,256,797	29,117,315	31,374,112	8,300	7,176,948
2000. 1	2,541,505	29,658,791	32,200,296	4,800	7,115,140
2	2,326,804	29,864,112	32,190,916	17,500	7,045,753
3	2,774,874	29,934,059	32,708,933	43,160	6,977,951
1999. 3	1,937,767	25,756,342	27,694,109	45,430	7,227,589

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
1999. 10	181,582	3,925,245	15,155,359	5,662,860	19,775	-	9,662,749
11	141,971	4,099,002	14,846,924	5,243,812	14,605	-	10,202,610
12	154,662	4,266,278	14,255,538	4,519,915	369,953	-	10,069,344
2000. 1	114,421	3,726,467	15,278,511	5,456,270	533,949	14,000	9,994,521
2	95,614	3,030,036	15,088,531	4,971,343	548,822	-	11,585,025
3	171,651	2,294,264	14,796,831	4,680,521	267,928	-	11,013,903
1999. 3	140,316	2,410,651	12,978,133	4,971,884	280,510	8,300	5,814,625

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
５．借用金は借入金・再割引手形。　６．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
1999. 10	47,868,334	45,957,047	169,540	7,048	924,311
11	47,508,448	45,655,006	167,760	7,045	924,571
12	48,165,196	45,787,626	107,710	11,494	925,014
2000. 1	47,932,624	45,921,090	139,180	11,534	925,019
2	47,907,020	45,950,543	110,700	11,532	925,728
3	48,073,990	45,789,578	89,630	9,281	946,936
1999. 3	46,936,251	44,967,206	172,530	18,082	913,713

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。
３．1994年４月以降,コールローンを金融機関貸付金から分離。　４．1999年10月より統合県JAは含まない。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
1999. 9	14,894,925	54,682,040	69,576,965	1,017,330	794,756
10	15,425,462	54,582,366	70,007,828	973,720	750,989
11	15,252,667	54,583,329	69,835,996	974,900	755,664
12	15,865,076	55,149,944	71,015,020	925,271	713,047
2000. 1	15,089,384	55,062,733	70,152,117	926,864	716,926
2	15,489,833	54,850,094	70,339,927	934,157	725,487
1999. 2	14,757,289	54,420,263	69,177,552	968,281	742,662

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。　４．1999年10月より統合県JAを含む。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
560,210	3,009,626	1,124,999	7,598,466	51,391,297
1,080,514	2,931,998	1,124,999	7,674,904	51,425,268
402,364	3,737,490	1,124,999	7,307,119	51,131,332
769,957	3,415,298	1,124,999	5,799,835	50,430,325
389,720	3,389,472	1,124,999	5,770,056	49,928,416
212,712	2,949,548	1,124,999	3,702,461	47,719,764
1,019,573	3,481,056	1,124,999	6,580,209	47,172,965

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
6,621,880	3,896,390	131,391	20,312,412	3,868,254	1,377	7,927,293	51,391,297
6,559,179	3,874,802	120,117	20,756,709	3,573,037	-	7,993,020	54,425,268
6,533,022	3,915,294	138,787	20,656,449	3,476,435	80	7,951,937	51,131,332
6,511,978	3,845,951	120,769	20,473,221	3,120,108	40	7,169,608	50,430,325
6,425,524	3,696,997	113,883	21,821,430	3,004,786	90	6,339,107	49,928,416
6,330,427	3,459,621	118,426	20,922,379	2,719,715	-	6,546,996	47,719,764
7,030,740	4,266,313	145,742	17,257,422	4,552,312	-	9,545,321	47,172,965

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
53,413	30,895,205	30,242,586	38,000	532,190	11,339,050	6,249,002	620,646
60,721	30,650,205	29,956,084	32,000	518,183	11,303,622	6,195,835	603,791
193,467	31,244,426	30,518,396	26,000	516,190	11,178,307	6,205,542	603,791
56,840	31,270,117	30,762,189	5,000	512,316	11,190,293	6,163,204	603,790
63,511	31,038,901	30,595,942	33,000	506,717	11,333,878	6,169,133	593,070
53,654	30,967,189	30,556,834	52,000	436,215	11,741,871	5,962,548	593,068
70,098	28,776,843	27,784,350	44,000	508,908	11,927,592	6,555,167	671,872

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
309,772	45,418,937	44,810,821	4,335,022	1,314,321	22,008,772	520,048	1,579
298,569	45,524,603	44,971,788	4,396,047	1,350,260	21,986,106	513,810	1,557
334,324	45,231,960	44,677,798	4,421,861	1,410,971	22,024,405	501,855	1,557
494,542	46,213,251	45,569,375	4,303,278	1,334,775	22,006,200	496,609	1,558
331,308	45,651,836	45,129,959	4,240,367	1,293,225	21,875,191	490,688	1,558
324,675	45,649,798	45,149,708	4,320,502	1,411,529	21,936,429	480,742	1,548
293,772	44,428,668	43,644,857	4,650,242	1,406,768	21,754,175	517,777	1,756

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
1999．12	2,352,697	1,907,686	53,845	49,516	12,763	1,358,791	1,283,806	220,238	875,294
2000．1	2,312,846	1,896,739	53,721	49,526	7,027	1,349,163	1,290,516	217,890	857,785
2	2,312,858	1,900,865	53,782	49,558	6,733	1,352,846	1,297,505	218,833	854,928
3	2,390,924	1,891,914	37,032	49,932	10,879	1,417,670	1,328,252	213,734	866,296
1999．3	2,332,745	1,833,015	44,421	49,012	9,872	1,313,336	1,248,637	216,809	879,011

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
1999．10	1,473,161	1,054,559	494,551	378,180	162,376	7,649	1,296,024	1,226,005	22,292	599,872	30,603	898
11	1,430,917	966,830	488,782	370,807	162,363	8,110	1,263,912	1,195,336	22,168	592,235	28,774	893
12	1,465,071	964,501	482,394	361,262	162,449	8,604	1,295,808	1,214,026	21,919	586,552	27,448	882
2000．1	1,410,405	958,185	468,808	354,318	162,185	7,963	1,252,977	1,183,961	22,191	574,455	26,893	874
1999．1	1,506,728	1,101,970	515,070	393,384	169,663	7,810	1,318,829	1,231,579	24,501	624,065	31,076	1,004

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1996. 3**	**675,725**	**483,934**	**2,198,667**	**1,677,646**	**613,725**	**962,234**	**227,309**	**2,134,375**
	1997. 3	**676,963**	**472,553**	**2,144,063**	**1,687,316**	**612,651**	**977,319**	**221,668**	**2,248,872**
	1998. 3	**684,388**	**468,215**	**2,140,824**	**1,690,728**	**606,607**	**984,364**	**213,530**	**2,405,460**
	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	4	691,352	474,747	2,145,762	1,727,364	632,297	1,014,540	202,413	P 2,538,710
	5	691,150	480,346	2,194,880	1,737,395	628,105	1,016,291	200,539	P 2,540,023
	6	701,251	489,979	2,191,561	1,759,431	623,790	1,025,625	200,432	P 2,559,879
	7	698,648	487,755	2,188,988	1,740,067	618,402	1,026,731	199,518	P 2,563,308
	8	698,867	488,716	2,183,490	1,728,219	609,758	1,023,864	198,048	P 2,568,745
	9	695,770	486,538	2,176,469	1,723,359	608,850	1,021,550	197,487	P 2,566,426
	10	700,078	478,683	2,205,048	1,715,364	602,483	1,023,605	196,699	P 2,576,609
	11	698,360	475,084	2,211,891	1,732,228	600,530	1,019,475	P 194,983	P 2,571,083
	12	710,152	481,652	2,197,206	1,740,547	608,845	1,035,177	P 196,976	P 2,595,479
	2000. 1	701,521	479,326	2,221,008	1,706,580	597,467	1,020,159	P 194,126	P 2,599,979
	2	703,399	479,070	(P2,090,668)	(P1,711,481)	P 596,969	P 1,022,596	P 193,917	P 2,605,882
	3	P 702,543	480,740	(P2,036,892)	(P1,738,570)	P 598,429	P 1,020,520	P 191,967	P 2,602,932
前年同月比増減率	**1996. 3**	**△0.1**	**△2.6**	**1.0**	**△0.5**	**△0.2**	**2.2**	**△6.6**	**8.0**
	1997. 3	**0.2**	**△2.4**	**△2.5**	**0.6**	**△0.2**	**1.6**	**△2.5**	**5.4**
	1998. 3	**1.1**	**△0.9**	**△0.2**	**0.2**	**△1.0**	**0.7**	**△3.7**	**7.0**
	1999. 3	0.8	0.2	△2.7	1.5	4.1	2.2	△5.4	5.0
	4	0.9	1.5	0.5	2.4	5.7	2.7	△4.8	P 4.7
	5	1.1	2.9	3.8	2.2	4.4	2.5	△5.5	P 4.5
	6	1.5	3.6	2.1	2.2	3.3	2.9	△5.2	P 4.3
	7	1.6	3.9	2.9	2.8	3.1	3.5	△4.7	P 4.0
	8	1.7	3.7	1.8	2.2	2.1	3.1	△5.1	P 3.7
	9	1.8	3.8	1.9	1.8	0.9	2.9	△4.9	P 3.6
	10	1.9	2.0	2.8	2.2	1.1	2.6	△4.7	P 3.6
	11	1.8	1.6	4.4	2.1	△4.0	1.9	P △5.0	P 3.4
	12	1.5	1.5	3.5	1.2	△4.8	1.1	P △5.0	P 3.0
	2000. 1	1.8	2.7	6.1	1.1	△4.8	1.1	P △5.3	P 3.1
	2	1.7	2.2	(P △0.8)	(P 0.7)	P △5.7	P 1.1	P △5.1	P 3.0
	3	P 1.8	2.4	(P △2.2)	(P 1.3)	P △5.2	P 1.5	P △5.0	P 3.1
発表機関		農林中金推進部		全銀協調査部	地銀協企画調査部	第二地銀協統計課	全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀残高の速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1996. 3**	**189,829**	**92,114**	**2,166,716**	**1,353,825**	**531,461**	**698,982**	**186,643**	**11,213**
	1997. 3	**199,493**	**59,545**	**2,140,890**	**1,359,955**	**532,803**	**702,014**	**172,721**	**10,756**
	1998. 3	**208,280**	**61,897**	**2,123,038**	**1,380,268**	**525,217**	**704,080**	**168,221**	**10,010**
	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	4	213,961	59,016	2,108,783	1,364,612	520,399	706,635	152,979	P 9,770
	5	212,687	58,908	2,103,890	1,338,351	514,968	701,470	149,630	P 10,050
	6	212,491	58,164	2,108,829	1,334,175	513,790	700,718	148,239	P 9,606
	7	213,340	58,653	2,120,300	1,342,878	516,499	705,852	148,419	P 9,383
	8	214,068	59,039	2,111,479	1,334,840	512,663	700,764	145,826	P 9,497
	9	214,447	59,179	2,101,110	1,337,805	513,016	703,391	146,108	P 9,901
	10	214,277	57,666	2,097,069	1,339,734	511,163	703,805	145,679	P 9,921
	11	214,782	57,133	2,101,473	1,333,982	508,021	700,389	P 145,248	P 9,921
	12	214,618	57,230	2,136,238	1,365,497	515,614	710,716	P 145,730	P 9,283
	2000. 1	213,369	56,807	2,113,001	1,343,977	507,625	699,471	P 144,124	P 9,332
	2	214,082	56,918	P 2,133,692	P 1,346,281	P 505,466	P 696,979	P 143,551	P 9,433
	3	P 215,357	54,850	P 2,155,640	P 1,344,455	P 506,053	P 690,484	P 143,049	P 9,793
前年同月比増減率	**1996. 3**	**4.9**	**△2.9**	**△0.8**	**3.4**	**0.9**	**2.9**	**△2.1**	**3.6**
	1997. 3	**5.1**	**△35.4**	**△1.2**	**0.5**	**0.3**	**0.4**	**△7.5**	**△4.1**
	1998. 3	**4.4**	**3.9**	**△0.8**	**1.5**	**△1.4**	**0.3**	**△2.6**	**△6.9**
	1999. 3	3.0	△2.4	△1.4	0.1	0.4	1.1	△8.3	△2.3
	4	2.7	△3.0	△2.3	△0.1	0.6	1.3	△7.3	P △2.2
	5	2.2	△3.5	△3.1	△0.9	△0.3	0.5	△7.3	P △1.9
	6	2.0	△4.0	△3.6	△0.8	△0.0	0.9	△7.7	P △3.2
	7	1.8	△3.7	△3.6	△0.5	0.3	1.3	△7.5	P △1.8
	8	1.7	△4.1	△4.4	△1.1	△0.3	0.7	△8.9	P △1.7
	9	1.5	△6.8	△2.6	△1.9	△1.0	0.5	△8.9	P △1.3
	10	1.6	△6.1	△4.8	△2.1	△0.6	△0.3	△9.1	P △1.8
	11	1.6	△6.2	△2.9	△2.3	△4.2	△1.4	P △9.5	P △4.8
	12	1.4	△6.0	△3.0	△2.6	△5.0	△2.4	P △9.7	P 0.5
	2000. 1	1.3	△6.1	△4.1	△3.4	△5.6	△3.1	P △9.5	P 1.1
	2	1.0	△5.9	P △3.0	P △3.2	P △5.8	P △3.3	P △9.1	P 1.6
	3	P 0.3	△9.2	P 3.0	P △2.7	P △4.0	P △3.0	P △7.2	P 0.2
発表機関		農林中金推進部		全銀協調査部	地銀協企画調査部	第二地銀協統計課	全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。